

令和元年度 岡山県日本型直接支払等推進委員会 次第

日時：令和元年5月14日(火) 13:30～16:30

場所：メルパルク岡山3階 光琳

1 開 会

2 挨拶

3 協議事項

(1) 平成30年度 中山間地域等直接支払交付金の実施状況について

(2) 中山間地域等直接支払制度に係る第4期対策最終評価について

(3) 平成30年度 環境保全型農業直接支払交付金の実施状況について

(4) 平成30年度 多面的機能支払交付金の実施状況について

4 閉 会

傍 聴 要 領

岡山県日本型直接支払等推進委員会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻10分前までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴をする場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、あらかじめ審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

岡山県日本型直接支払等推進委員会 名簿

令和元年5月14日（火）

メルパルク岡山 光琳

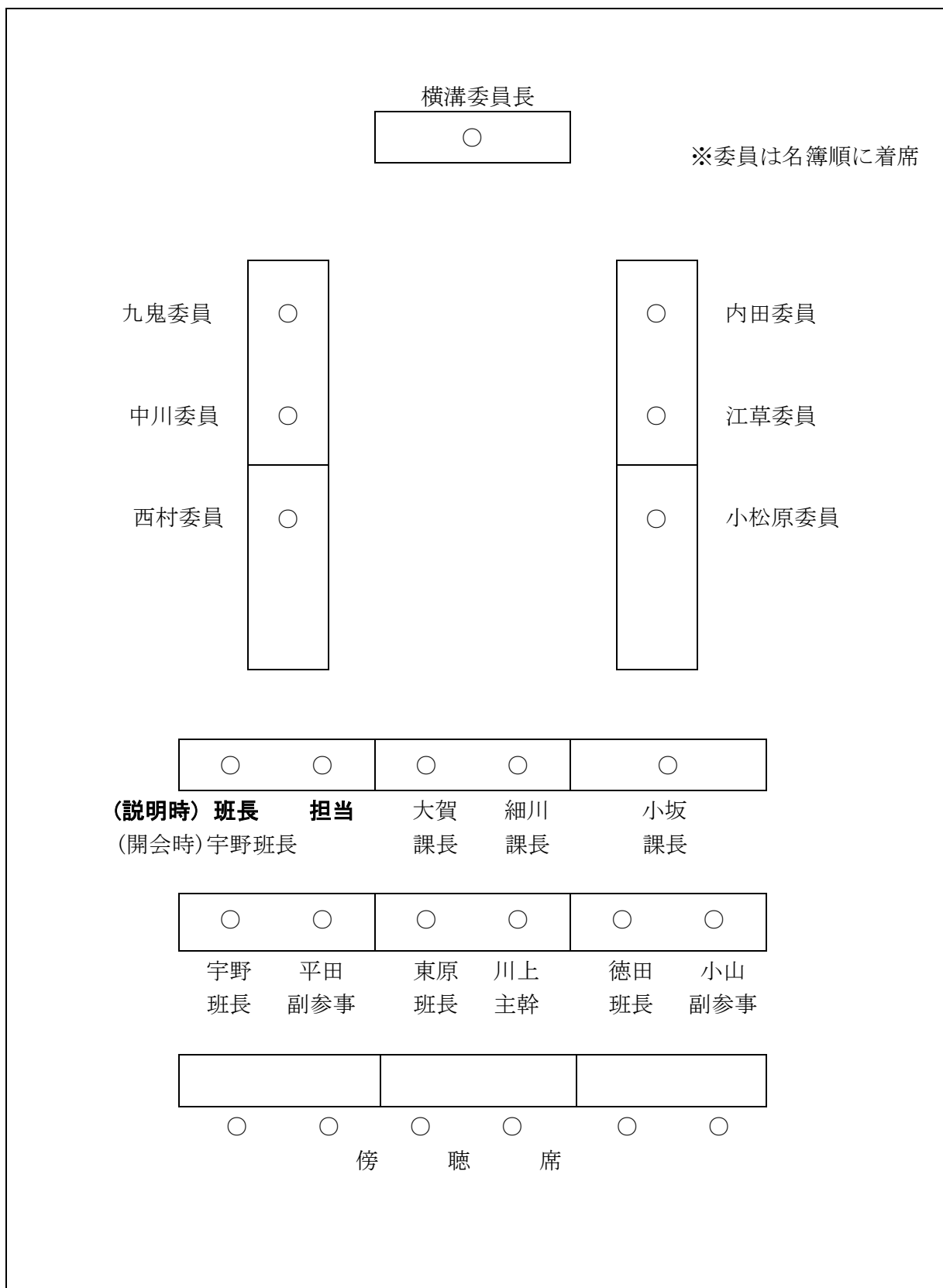
	所 属	役 職	氏 名	備 考
委 員	元 岡山県6次産業連携コーディネーター		内田 千栄	
	(株)バイトマーク (シニア野菜ソムリエ)	代 表	江草 聡美	
	山陽新聞論説委員会	委 員	小松原竜司	
	岡山県商工会連合会	会 長	金谷 征正	欠席
	岡山大学大学院 環境生命科学研究科	准教授	九鬼 康彰	
	(一社)岡山県婦人協議会	副会長	中川 初美	
	(一財)岡山経済研究所	主任研究員	西村 幸	
	岡山大学大学院 環境生命科学研究科	教 授	横溝 功	

(敬称略 五十音順)

岡 山 県	耕地課	課 長	細川 信佳	
	計画班 (多面的機能支払)	総括参事	東原 将彦	
		主 幹	川上 潤	
	農村振興課 (事務局)	課 長	大賀 則男	
	中山間地域農業推進班 (中山間地域等直接支払)	総括副参事	宇野 誠二	
		副 参 事	平田由起子	
	農産課	課 長	小坂 圭一	
	安全農業推進班 (環境保全型農業直接支払)	総括副参事	徳田 武志	
		副 参 事	小山 利紀	

岡山県日本型直接支払等推進委員会 配席図

令和元年5月14日 13:30~16:30
メルパルク岡山 光琳



出入口

岡山県日本型直接支払等推進委員会設置要領

(目的)

第1条 本県における日本型直接支払制度(多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払)の実施及び農業振興地域制度の運営に当たり、透明性を確保し、明確かつ客観的な基準の下に適正な執行を行うため、岡山県日本型直接支払等推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

(1) 多面的機能支払制度に係る事項

- ア 交付金の実行状況の点検、対象組織の取組の評価等に関する事
- イ 活動組織の取組状況の評価及び指導助言に関する事

(2) 中山間地域等直接支払制度に係る事項

- ア 交付金の実行状況の点検に関する事
- イ 市町村における地域指定状況の評価に関する事
- ウ 知事の定める特認基準についての検討等に関する事

(3) 環境保全型農業直接支払制度に係る事項

- ア 交付金の実行状況の点検に関する事
- イ 農業者団体等の取組の評価及び指導助言に関する事

(4) 農業振興地域制度に係る事項

岡山県農業振興地域整備基本方針の作成(変更)への意見に関する事

(5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関する事

(委員の構成)

第3条 委員会は、次の区分の委員8名以内で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) マスコミ関係者
- (3) 経済・消費者団体関係者等

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成32年3月31日までとする。

2 委員が都合により辞任した場合、必要に応じ、委員会の同意により、委員を補充するものとし、その場合の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は必要に応じて召集し、委員長が議長を務める。

(事務局)

第7条 事務局は岡山県農林水産部農村振興課内に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員会において別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月13日から施行する。

岡山県日本型直接支払等推進委員会委員名簿

平成31年2月現在

区分	氏名	所属	備考
学識経験者	九鬼 康彰	岡山大学大学院環境生命科学研究科・准教授 (環境理工学部)	
	横溝 功	岡山大学大学院環境生命科学研究科・教授 (農学部)	
マスコミ	小松原 竜司	山陽新聞論説委員会・委員	新
経済・消費団体関係者等	内田 千栄	元 県6次産業連携コーディネーター	
	江草 聡美	株式会社バイトマーク シニア野菜ソムリエ	
	中川 初美	(一社)岡山県婦人協議会・副会長	
	西村 幸	(一財)岡山経済研究所・主任研究員	
	金谷 征正	岡山県商工会連合会・会長	新

※区分内で五十音順

平成30年度

中山間地域等直接支払交付金の実施状況

令和元年5月

岡山県農林水産部

目次

	Page
1 協定の概要 -----	1
(1) 市町村促進計画の策定、協定締結市町村	
(2) 協定締結数	
(3) 交付金交付面積	
(4) 交付金額	
(5) 協定参加者等	
(6) 協定の平均的な姿	
(7) 集落協定の規模別協定数	
2 協定農用地の地目別・基準別の面積及び交付金額 -----	5
3 市町村別協定数・交付面積・交付金額等 -----	6
4 市町村別協定取組内訳 -----	7
5 集落協定における農業生産活動等の実施状況-----	8
(1) 集落マスタープランの内容	
(2) 耕作放棄の防止等の活動	
(3) 水路・農道等の管理活動	
(4) 多面的機能を増進する活動	
6 集落協定における農業生産活動等の体制整備の実施状況---	11
(1) 農用地等保全マップに関する事項	
(2) 選択的必須要件(A、B又はC要件)に関する事項	
7 加算措置の取組状況 -----	13
8 集落協定における交付金の使用方法等 -----	13
(1) 交付金の配分状況	
(2) 共同取組活動への使用状況	
(3) 共同取組活動のための積立状況	
 [参考]	
中山間地域等直接支払制度(平成27～31年度)のあらまし -----	16
中山間地域等直接支払制度対象地域図	
協定の取組活動事例	

平成30年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

※ () は29年度との対比

- 協定締結市町村：25市町村（増減なし）
- 協定締結数：1,349協定（12協定増、0.9%増）
- 交付金交付面積：12,172ha（86ha増、0.7%増）
- 交付金額：1,822百万円（13百万円増、0.7%増）
- 集落協定の参加農業者：20,601人（145人増）

1 協定の概要

(1) 市町村促進計画の策定、協定締結市町村

直接支払対象農用地を有する25市町村全てで市町村促進計画が策定され、協定に基づく活動が展開されている。

区 分		市 町 村 名	
対象地域 (25)	促進計画策定済 (25)	協定締結有 (25)	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、矢掛町、津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町
		未締結 (0)	—
非対象地域 (2)		早島町、里庄町	

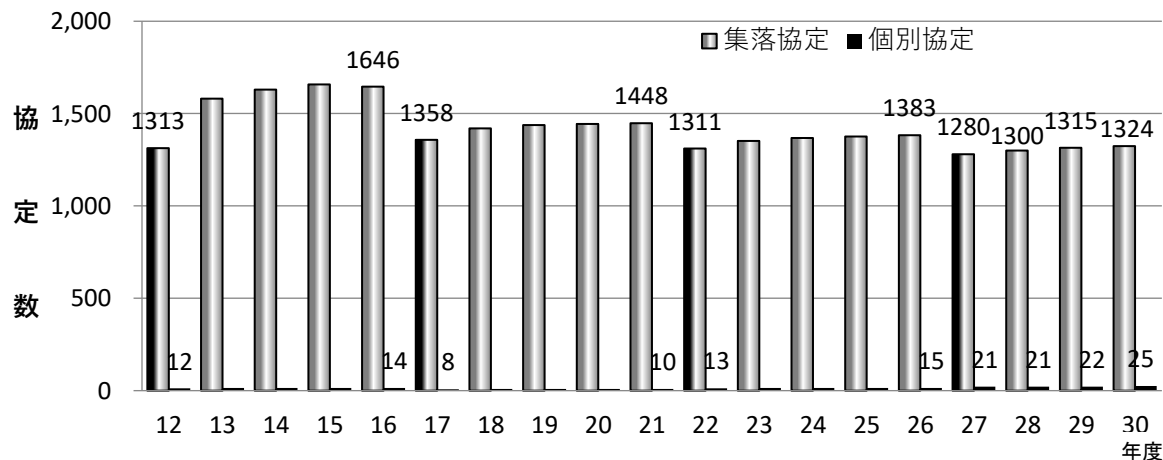
注) 「対象地域」は、直接支払の対象地域（全域又は一部）を有する市町村

(2) 協定締結数

協定締結数は、平成29年度に比べて12協定、0.9%増加し、1,349協定となった。市町村別で、集落協定等の締結数が最も多いのは、吉備中央町の195協定で、次いで真庭市の180協定、高梁市の138協定、津山市の137協定の順となっている。

集落協定数は、新規締結により高梁市など8市町で11協定増加し、新見市、美作市で2協定の廃止のため、全体で9協定の増となった。

個別協定については、高梁市で2協定、美作市で1協定増加した。

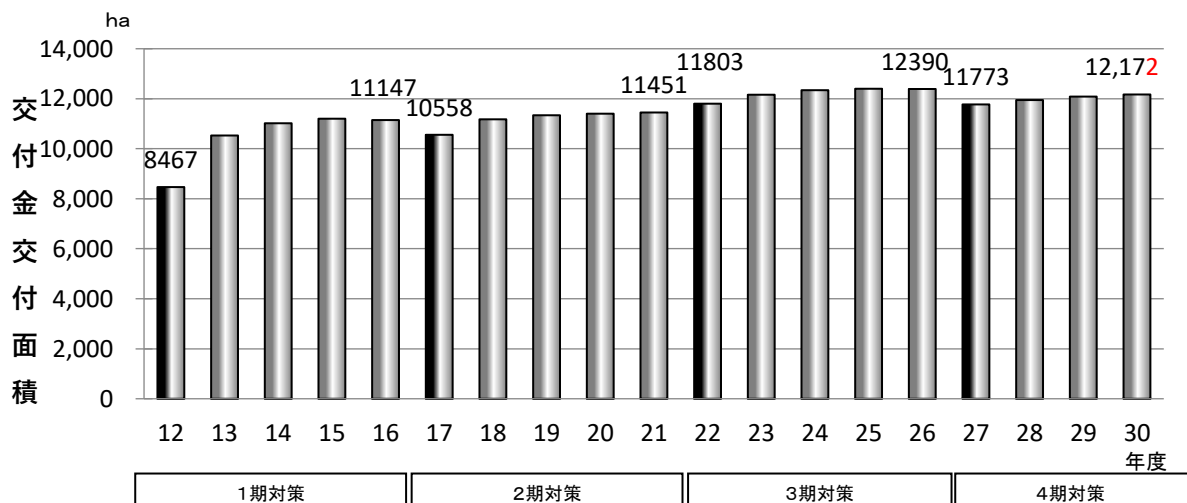


1期対策	2期対策	3期対策	4期対策
------	------	------	------

(3) 交付金交付面積

交付金交付面積は前年度と比べ86ha、0.7%増加し、12,172haとなった。交付面積が最も多いのは吉備中央町の1,768haで、次いで真庭市1,599ha、津山市1,404haとなっている。

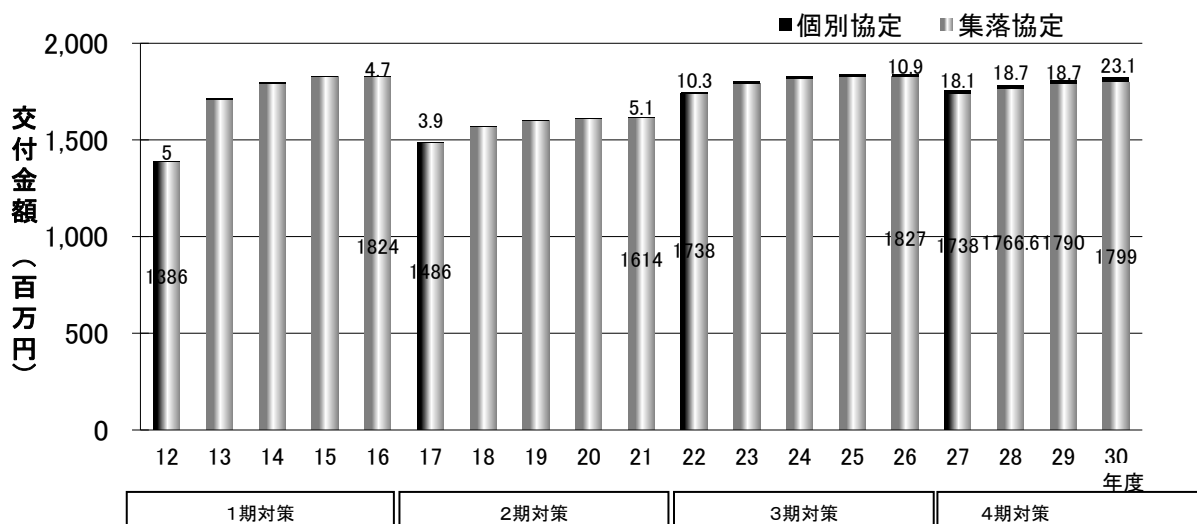
市町村別では、津山市（30.4ha増）など16市町村が増加した。反面、協定の廃止や自然災害等により新見市等3市町が減少した。



(4) 交付金額

交付金額は、前年度と比べ13,090千円、0.7%増加し1,821,816千円となった。交付金額が最も多いのは吉備中央町の282,806千円で、次いで津山市、真庭市、高梁市の順となっている。

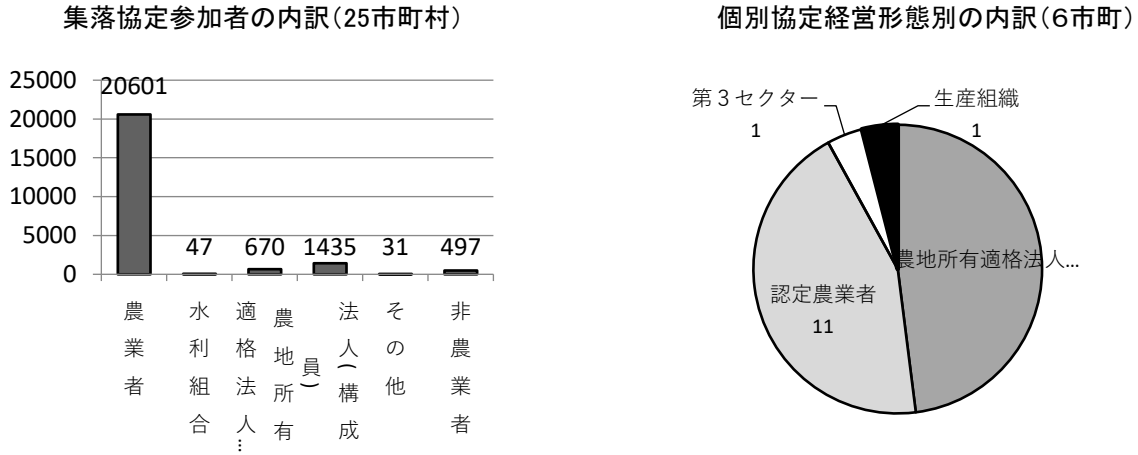
また、市町村別の前年度からの増減は、高梁市（2,438千円増）など16市町村で増加した。



(5) 協定参加者等

集落協定参加は延べ23,281人で、その内訳としては農業者が最も多く20,601人で、前年度から145人増加した。

個別協定の経営形態は、農作業受託等を行う農地所有適格法人が11協定と認定農業者が11協定と多い。



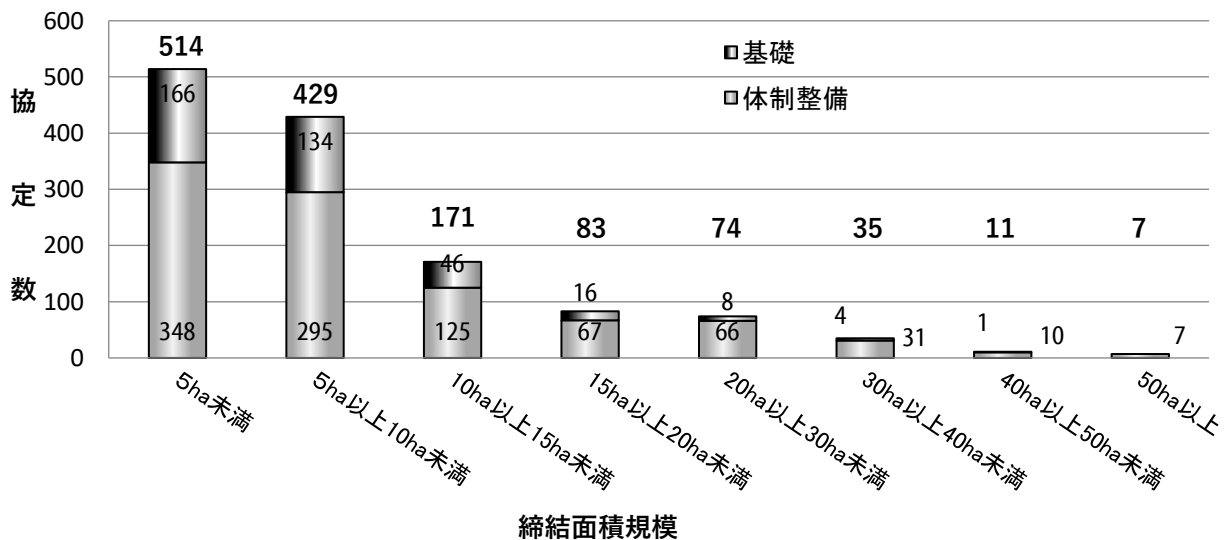
(6) 協定の平均的な姿

区分	協定平均			参加農業者平均	
	参加農業者数(人)	交付面積(ha)	交付金額(千円)	交付面積(a)	交付金額(千円)
集落協定	15.6	9.1	1,359	58	87
基礎単価	13.0	7.1	854	54	65
体制整備単価	16.6	9.9	1,558	60	94
個別協定		6.1	925		
全協定平均	15.3	9.0	1,350	59	88

注) 交付金額は、個人配分と共同取組活動への配分額の合計である。

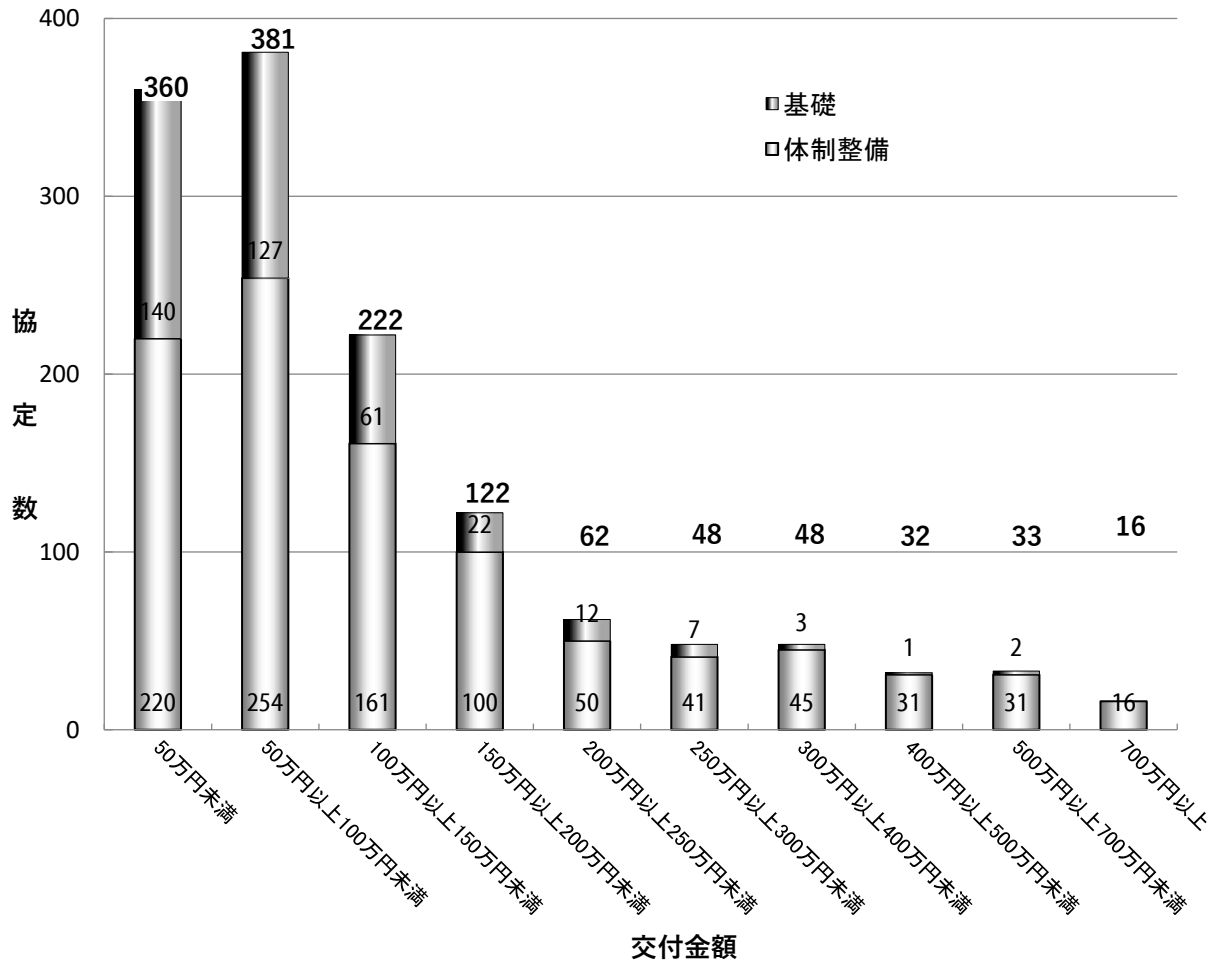
(7) 集落協定の規模別協定数 ア 集落協定締結面積規模別

集落協定の締結面積規模別の協定数は、1,324協定のうち、5ha未満が514協定と約4割を占め、面積規模の階層が大きくなるにつれて協定数は減少している。



イ 交付金額別

交付金額別の集落協定数は、1,324協定のうち、50万円以上100万円未満が381協定(28.8%)と最も多く、次いで50万円未満が360協定(27.2%)となっている。100万円以上の協定では交付金額の階層が高くなるにつれて、その数は減少する傾向にある。



2 協定農用地の地目別・基準別の面積及び交付金額

() は前年度

区 分		交付面積 (ha)	対象農用地面積 (ha)	交付金額 (千円)
田 ①		11,661 (11,574)	15,353 (15,325)	1,791,385 (1,777,877)
8 法内	急傾斜地	6,569 (6,539)	8,559 (8,545)	1,351,776 (1,344,416)
	小区画・ 不整形	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	緩傾斜地	4,641 (4,600)	5,665 (5,658)	356,538 (352,547)
	高齢化率・ 耕作放棄率	0 (0)	0 (0)	0 (0)
8 法外特認		450 (436)	1,128 (1,122)	83,071 (80,913)
畑 ②		485 (486)	830 (830)	29,705 (30,124)
8 法内	急傾斜地	152 (159)	218 (219)	17,110 (17,760)
	緩傾斜地	316 (311)	514 (512)	10,827 (10,637)
	高齢化率・ 耕作放棄率	0 (0)	0 (0)	0 (0)
8 法外特認		17 (16)	98 (98)	1,769 (1,727)
草地 ③		21 (21)	91 (91)	677 (677)
8 法内	急傾斜地	1 (1)	1 (1)	135 (135)
	緩傾斜地	19 (19)	89 (89)	543 (543)
	高齢化率・ 耕作放棄率	0 (0)	0 (0)	0 (0)
8 法外特認		0 (0)	0 (0)	0 (0)
採草放牧地 ④		5 (5)	33 (33)	48 (48)
8 法内	急傾斜地	5 (5)	5 (5)	46 (46)
	緩傾斜地	1 (1)	28 (28)	2 (2)
8 法外特認		0 (0)	0 (0)	0 (0)
計 ①+②+③+④		12,172 (12,086)	16,307 (16,278)	1,821,816 (1,808,726)

単位未満四捨五入のため、計とその内訳の合計は一致しない場合がある。

対象農用地面積は、対象農用地の基準に該当する農用地のうち市町村が促進計画に定めた農用地面積。

3 市町村別協定数・交付面積・交付金額等

() は前年度
単位：件、人、ha、千円

基本方針 策定市町村	協定数			集落協定 参加 農業者数	交付面積					交付金額			
	集落 協定	個別 協定	計		集落協定	個別 協定	計	基 礎 単価面積	体制整備 単価面積	集落協定	個別協定	計	
備 前	岡山市	51 (51)	1 (1)	52 (52)	805 (811)	322 (320)	9 (8)	331 (329)	81 (81)	250 (248)	45,540 (45,268)	1,849 (17,732)	47,390 (47,001)
	玉野市	1 (1)	0 (0)	1 (1)	13 (13)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	475 (475)	0 (0)	475 (475)
	備前市	14 (14)	0 (0)	14 (14)	241 (241)	93 (93)	0 (0)	93 (93)	27 (27)	65 (65)	14,954 (14,954)	0 (0)	14,954 (14,954)
	瀬戸内市	4 (3)	0 (0)	4 (3)	27 (17)	9 (6)	0 (0)	9 (6)	9 (6)	0 (0)	1,123 (836)	0 (0)	1,123 (836)
	赤磐市	44 (44)	0 (0)	44 (44)	807 (807)	526 (526)	0 (0)	526 (526)	209 (209)	317 (317)	90,063 (89,966)	0 (0)	90,063 (89,966)
	和気町	36 (36)	0 (0)	36 (36)	443 (443)	181 (179)	0 (0)	181 (179)	82 (82)	100 (97)	34,220 (33,703)	0 (0)	34,220 (33,703)
	吉備中央町	181 (180)	14 (14)	195 (194)	2,342 (2,376)	1,680 (1,675)	88 (88)	1,768 (1,763)	218 (219)	1,550 (1,544)	267,842 (267,280)	14,965 (15,017)	282,806 (282,297)
小 計 (7)	331 (329)	15 (15)	346 (344)	4,678 (4,708)	2,815 (2,801)	97 (96)	2,912 (2,897)	627 (624)	2,284 (2,273)	454,217 (452,482)	16,814 (16,749)	471,031 (469,231)	
備 中	倉敷市	4 (4)	0 (0)	4 (4)	39 (39)	11 (11)	0 (0)	11 (11)	11 (11)	0 (0)	1,676 (1,676)	0 (0)	1,676 (1,676)
	笠岡市	6 (6)	0 (0)	6 (6)	101 (101)	19 (20)	0 (0)	19 (20)	0 (0)	19 (20)	4,149 (4,166)	0 (0)	4,149 (4,166)
	井原市	12 (12)	0 (0)	12 (12)	193 (191)	77 (75)	0 (0)	77 (75)	0 (0)	77 (75)	14,003 (13,501)	0 (0)	14,003 (13,501)
	総社市	9 (8)	0 (0)	9 (8)	106 (82)	53 (46)	0 (0)	53 (46)	21 (21)	32 (25)	10,163 (8,814)	0 (0)	10,163 (8,814)
	高梁市	133 (132)	5 (3)	138 (135)	1,680 (1,673)	1,005 (1,003)	27 (18)	1,032 (1,021)	363 (364)	670 (657)	165,143 (164,545)	3,167 (1,327)	168,310 (165,872)
	新見市	116 (115)	1 (1)	117 (116)	1,360 (1,353)	908 (912)	2 (2)	910 (914)	233 (239)	678 (675)	118,222 (118,658)	433 (433)	118,655 (119,091)
	浅口市	1 (1)	0 (0)	1 (1)	16 (16)	12 (12)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	12 (12)	1,405 (1,405)	0 (0)	1,405 (1,405)
矢掛町	16 (16)	0 (0)	16 (16)	239 (242)	83 (83)	0 (0)	83 (83)	59 (59)	24 (24)	13,396 (13,396)	0 (0)	13,396 (13,396)	
小 計 (8)	297 (294)	6 (4)	303 (298)	3,734 (3,697)	2,169 (2,161)	29 (20)	2,198 (2,182)	686 (694)	1,512 (1,488)	328,156 (326,160)	3,600 (1,760)	331,756 (327,920)	
美 作	津山市	135 (133)	2 (2)	137 (135)	2,368 (2,352)	1,397 (1,367)	7 (7)	1,404 (1,374)	155 (138)	1,249 (1,236)	217,568 (215,286)	1,055 (965)	218,623 (216,251)
	真庭市	180 (179)	0 (0)	180 (179)	3,106 (3,102)	1,599 (1,595)	0 (0)	1,599 (1,595)	742 (742)	857 (853)	186,347 (185,936)	0 (0)	186,347 (185,936)
	美作市	82 (81)	2 (1)	84 (82)	1,977 (1,785)	883 (890)	18 (5)	901 (895)	312 (325)	589 (570)	113,910 (114,011)	1,659 (42)	115,569 (114,432)
	新庄村	15 (15)	0 (0)	15 (15)	236 (230)	170 (170)	0 (0)	170 (170)	0 (0)	170 (170)	25,997 (25,997)	0 (0)	25,997 (25,997)
	鏡野町	105 (105)	0 (0)	105 (105)	994 (995)	572 (571)	0 (0)	572 (571)	26 (26)	546 (546)	88,248 (88,191)	0 (0)	88,248 (88,191)
	勝央町	11 (11)	0 (0)	11 (11)	145 (145)	54 (54)	0 (0)	54 (54)	0 (0)	54 (54)	11,245 (11,293)	0 (0)	11,245 (11,293)
	奈義町	19 (19)	0 (0)	19 (19)	754 (813)	609 (608)	0 (0)	609 (608)	0 (0)	609 (608)	66,920 (66,813)	0 (0)	66,920 (66,813)
	西粟倉村	20 (20)	0 (0)	20 (20)	248 (259)	113 (113)	0 (0)	113 (113)	0 (0)	113 (113)	16,154 (16,130)	0 (0)	16,154 (16,130)
	久米南町	36 (36)	0 (0)	36 (36)	846 (845)	696 (688)	0 (0)	696 (688)	71 (84)	625 (604)	128,363 (126,218)	0 (0)	128,363 (126,218)
	美咲町	93 (93)	0 (0)	93 (93)	1,515 (1,525)	944 (939)	0 (0)	944 (939)	35 (35)	909 (903)	161,564 (160,313)	0 (0)	161,564 (160,313)
小 計 (10)	696 (692)	4 (3)	700 (695)	12,189 (12,051)	7,037 (6,995)	25 (12)	7,062 (7,007)	1,341 (1,350)	5,721 (5,657)	1,016,315 (1,010,188)	2,714 (1,007)	1,019,029 (1,011,575)	
県 計 (25)	1,324 (1,315)	25 (22)	1,349 (1,337)	20,601 (20,456)	12,020 (11,957)	152 (129)	12,171 (12,086)	2,655 (2,669)	9,517 (9,417)	1,798,688 (1,788,831)	23,128 (19,895)	1,821,816 (1,808,726)	

注) 集落協定参加農業者数は延べ数である。
単位未満四捨五入のため計とその内訳の合計は一致しない場合がある。

4 市町村別協定取組内訳

単位：件

促進計画 策定市町村	集 落 協 定							個 別 協 定					合 計 (集落協定と個別協定の計)							(参考) 15ha以上の集落協定 集落戦略作成	
	協定数							協定数					協定数								
	うち基礎単価	うち体制整備単価	うち加算措置				うち基礎単価	うち体制整備単価	うち加算措置			うち基礎単価	うち体制整備単価	うち加算措置							
			集落連携・機能維持加算	集落協定の広域化支援	小規模・高齢化集落支援	超急傾斜農地保全管理加算			集落連携・機能維持加算	小規模・高齢化集落支援	超急傾斜農地保全管理加算			集落連携・機能維持加算	集落協定の広域化支援	小規模・高齢化集落支援	超急傾斜農地保全管理加算				
備前	岡山市	51	15	36				1		1			52	15	37				4		
	玉野市	1		1									1		1						
	備前市	14	4	10	1	1							14	4	10	1	1		1		
	瀬戸内市	4	4										4	4							
	赤磐市	44	21	23									44	21	23				15	14	
	和気町	36	16	20				1					36	16	20				1		
	吉備中央町	181	34	147	2	2		9	14	14		4	195	34	161	2	2		13	32	5
	小計(7)	331	94	237	3	3		10	15	15		4	346	94	252	3	3		14	52	19
備中	倉敷市	4	4										4	4							
	笠岡市	6		6				1					6		6				1		
	井原市	12		12				1					12		12				1	2	
	総社市	9	3	6									9	3	6						
	高梁市	133	59	74				9	5	1	4		138	60	78				9	14	
	新見市	116	38	78					1	1			117	38	79				13	1	
	浅口市	1		1									1		1						
	矢掛町	16	11	5									16	11	5						
	小計(8)	297	115	182				11	6	1	5		303	116	187				11	29	1
美作	津山市	135	19	116	1	1		6	2		2		137	19	118	1	1		6	27	1
	真庭市	180	90	90	1	1		3					180	90	90	1	1		3	22	5
	美作市	82	39	43					2		2		84	39	45					18	3
	新庄村	15		15									15		15					2	2
	鏡野町	105	4	101	1	1		1					105	4	101	1	1		1	5	
	勝央町	11		11									11		11					1	
	奈義町	19		19									19		19					17	9
	西粟倉村	20		20									20		20						
	久米南町	36	6	30				8					36	6	30				8	20	36
	美咲町	93	8	85	1	1		5					93	8	85	1	1		5	17	1
	小計(10)	696	166	530	4	4		23	4		4		700	166	534	4	4		23	129	57
県計(25)	1,324	375	949	7	7		44	25	1	24		4	1,349	376	973	7	7		48	210	77

5 集落協定における農業生産活動等の実施状況（基礎単価が交付される活動）

(1) 集落マスタープランの内容

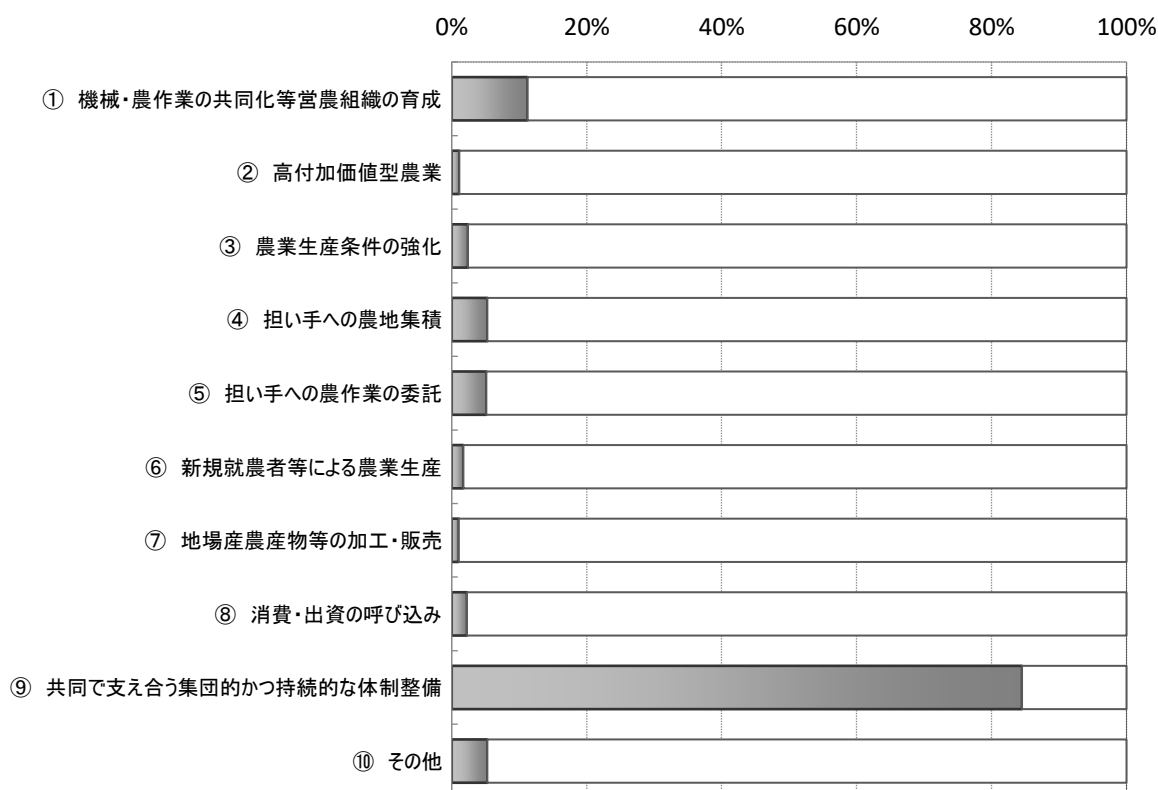
将来像を実現するための活動方策

共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備に取り組んだ協定が1,119協定（84.5%）と最も多く、次いで機械・農作業の共同化等営農組織の育成が149協定（11.3%）となっている。

「その他」の活動項目は、農地の効率的利用、鳥獣被害防止対策等である。

活動項目	協定数	全協定に占める割合
① 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	149 (149)	11.3% (11.3%)
② 高付加価値型農業	15 (15)	1.1% (1.1%)
③ 農業生産条件の強化	32 (32)	2.4% (2.4%)
④ 担い手への農地集積	70 (69)	5.3% (5.2%)
⑤ 担い手への農作業の委託	68 (67)	5.1% (5.1%)
⑥ 新規就農者等による農業生産	23 (23)	1.7% (1.7%)
⑦ 地場産農産物等の加工・販売	14 (13)	1.1% (1.0%)
⑧ 消費・出資の呼び込み	30 (31)	2.3% (2.4%)
⑨ 共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備	1,119 (1112)	84.5% (84.6%)
⑩ その他	70 (70)	5.3% (5.3%)

表中の()は29年度で全集落協定は1,324協定

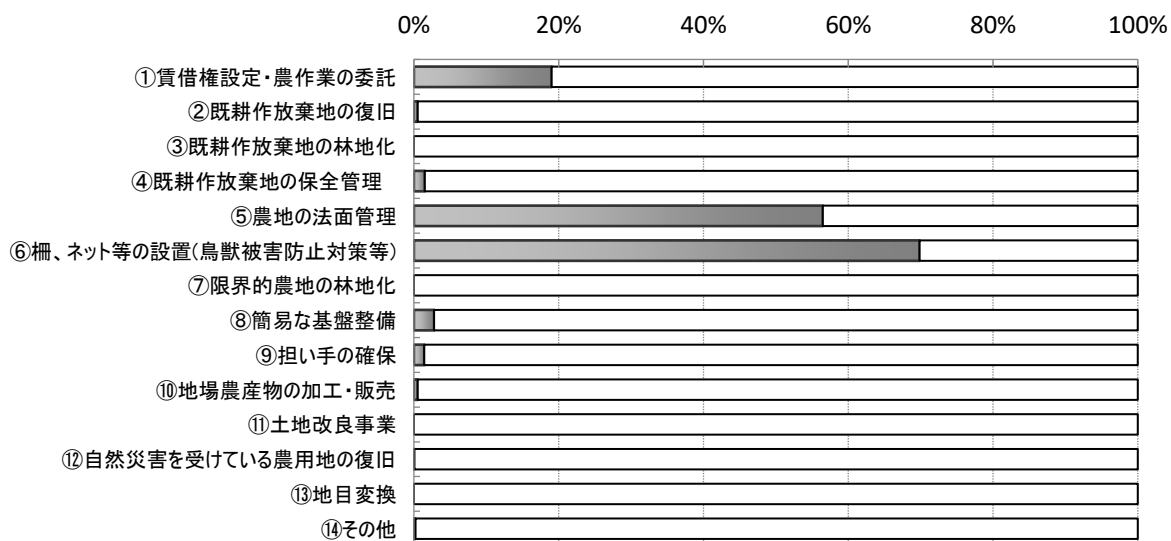


(2) 耕作放棄の防止等の活動

柵、ネット等の設置（鳥獣害被害防止対策等）を実施した協定が925(69.9%)と最も多く、次いで、農地の法面管理748協定(56.5%)、賃借権設定・農作業の委託252協定(19.0%)の順となっている。

活動項目	協定数	全協定に占める割合
①賃借権設定・農作業の委託	252 (253)	19.0% (19.2%)
②既耕作放棄地の復旧	7 (9)	0.5% (0.7%)
③既耕作放棄地の林地化	0 (0)	0.0% (0.0%)
④既耕作放棄地の保全管理	20 (24)	1.5% (1.8%)
⑤農地の法面管理	748 (740)	56.5% (56.3%)
⑥柵、ネット等の設置(鳥獣被害防止対策等)	925 (916)	69.9% (69.7%)
⑦限界的農地の林地化	0 (0)	0.0% (0.0%)
⑧簡易な基盤整備	37 (36)	2.8% (2.7%)
⑨担い手の確保	19 (19)	1.4% (1.4%)
⑩地場農産物の加工・販売	7 (7)	0.5% (0.5%)
⑪土地改良事業	0 (0)	0.0% (0.0%)
⑫自然災害を受けている農用地の復旧	1 (0)	0.1% (0.0%)
⑬地目変換	0 (0)	0.0% (0.0%)
⑭その他	3 (3)	0.2% (0.2%)

表中の()は29年度で全集落協定は1,324協定

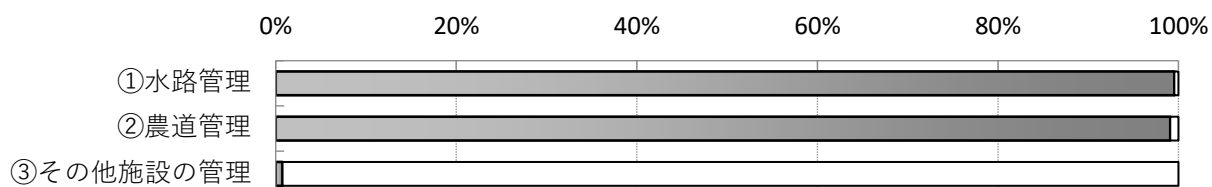


(3) 水路・農道等の管理活動

水路管理及び農道管理活動については、ほとんどの協定が実施した。

活動項目	協定数	全協定に占める割合
①水路管理	1,318 (1,309)	99.5% (99.5%)
②農道管理	1,312 (1,303)	99.1% (99.1%)
③その他施設の管理	10 (10)	0.8% (0.8%)

表中の()は29年度で全集落協定は1,324協定

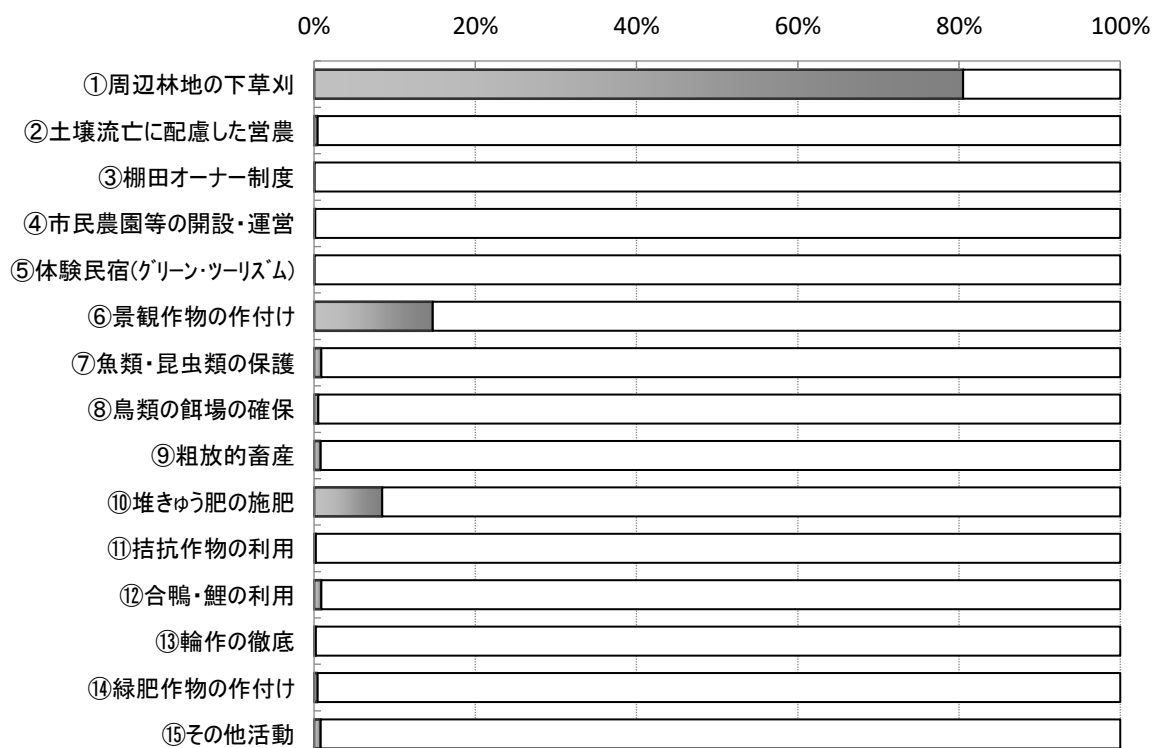


(4) 多面的機能を増進する活動

周辺林地の下草刈を実施した協定が1,066協定(80.5%)と最も多く、次いで、景観作物の作付け195協定(14.7%)、堆きゅう肥の施肥112協定(8.5%)の順になっている。

活動項目		協定数		全協定に占める割合	
国土保全機能を高める取組	①周辺林地の下草刈	1,066	(1,056)	80.5%	(80.3%)
	②土壌流亡に配慮した営農	6	(6)	0.5%	(0.5%)
保健休養機能を高める取組	③棚田オーナー制度	1	(1)	0.1%	(0.1%)
	④市民農園等の開設・運営	2	(2)	0.2%	(0.2%)
	⑤体験民宿(グリーン・ツーリズム)	1	(1)	0.1%	(0.1%)
	⑥景観作物の作付け	195	(192)	14.7%	(14.6%)
自然生態系の保全に資する取組	⑦魚類・昆虫類の保護	12	(12)	0.9%	(0.9%)
	⑧鳥類の餌場の確保	7	(7)	0.5%	(0.5%)
	⑨粗放的畜産	11	(11)	0.8%	(0.8%)
	⑩堆きゅう肥の施肥	112	(113)	8.5%	(8.6%)
	⑪拮抗作物の利用	3	(3)	0.2%	(0.2%)
	⑫合鴨・鯉の利用	12	(12)	0.9%	(0.9%)
	⑬輪作の徹底	3	(3)	0.2%	(0.2%)
	⑭緑肥作物の作付け	6	(6)	0.5%	(0.5%)
	⑮その他活動	11	(12)	0.8%	(0.9%)

表中の()は29年度で全集落協定は1,324協定



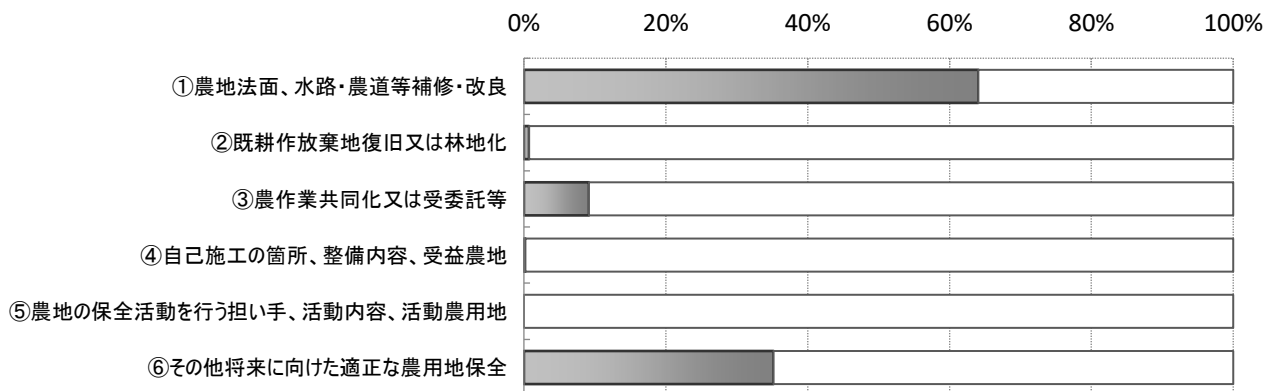
6 集落協定における農業生産活動等の体制整備の実施状況(体制整備単価が交付される活動)

(1) 農用地等保全マップに関する事項

体制整備単価が交付される活動に取り組んだ949集落協定中、農地法面、水路・農道等補修・改良に取り組んだ協定が608(64.1%)と最も多く、次いで、その他将来に向けた適正な農用地保全334協定(35.2%)、農作業共同化又は受委託等87協定(9.2%)などの順になっている。なお、その他将来に向けた適正な農用地保全では、鳥獣害防止対策、機械・施設の維持管理等に取り組んだ。

作成内容	協定数	全体制整備単価協定に占める割合
①農地法面、水路・農道等補修・改良	608 (603)	64.1% (65.5%)
②既耕作放棄地復旧又は林地化	7 (7)	0.7% (0.8%)
③農作業共同化又は受委託等	87 (87)	9.2% (9.4%)
④自己施工の箇所、整備内容、受益農地	2 (2)	0.2% (0.2%)
⑤農地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地	0 (0)	0.0% (0.0%)
⑥その他将来に向けた適正な農用地保全	334 (329)	35.2% (35.7%)

表中の()は29年度で体制整備単価取組集落協定は949協定



(2) 選択的必須要件 (A、B又はC要件)に関する事項

ア) 要件の取組状況

ほとんどの協定がC要件のみ(925協定(97.5%))に取り組んでいる。なお、C要件と他要件を併用している協定は16協定(1.6%)となっている。

A要件のみ	B要件のみ	C要件のみ	A要件+B要件	A要件+C要件	B要件+C要件	A要件+B要件+C要件
3	4	926	0	7	9	1
0.3%	0.4%	97.6%	0.0%	0.7%	0.9%	0.1%

イ) 体制整備単価の取組内訳

C要件の集団的かつ持続可能な体制整備に取り組んだ協定が942協定(99.3%)、次いでB要件の地場農産物等の加工・販売が10協定(1.1%)となっている。

要件	活動項目	協定数	全体制整備単価協定に占める割合	備考(実績)
A ①(イ)選、択イ要件は21つ以上	①(ア)機械・農作業の共同化(10%増加目標)	8 (8)	0.8% (0.9%)	13ha
	①(イ)機械・農作業の共同化(30%増加目標)	1 (1)	0.1% (0.1%)	5ha
	②高付加価値型農業の実践	1 (1)	0.1% (0.1%)	0.8ha
	③農業生産条件の強化	0 (0)	0.0% (0.0%)	
	④担い手への農地集積	3 (3)	0.3% (0.3%)	2ha
	⑤(ア)担い手への農作業の委託(10%増加目標)	1 (1)	0.1% (0.1%)	
	⑤(イ)担い手への農作業の委託(30%増加目標)	0 (0)	0.0% (0.0%)	
B	①(ア)新規就農者等の確保(新規就農者)	4 (4)	0.4% (0.4%)	3人
	①(イ)新規就農者等の確保(認定農業者等)	0 (0)	0.0% (0.0%)	
	②地場農産物等の加工・販売	10 (10)	1.1% (1.1%)	1協定
	③消費・出資の呼び込み	0 (0)	0.0% (0.0%)	
C	集団的かつ持続可能な体制整備	943 (933)	99.4% (99.3%)	全取組協定で有効に機能

表中の()は29年度で体制整備単価取組集落協定は949協定



7 加算措置の取組状況（より積極的な取組に対する加算）

(1) 加算措置の取組協定数

加算措置に延べ55協定が取り組み、このうち、超急傾斜農地保全管理加算が48協定（3.6%）と最も多い。

集落連携・機能維持 加算	集落協定の 広域化支援		小規模・高齢化 集落支援加算		超急傾斜農地 保全管理加算		加算取組 協定数計		
	7 (6)	7 (6)	0 (0)	48 (48)	55 (54)	0.5% (0.4%)	0.5% (0.4%)	0.0% (0.0%)	3.6% (3.6%)

表中の()は29年度で全協定は1,349協定

(2) 加算措置の取組内容

集落協定の広域化支援は、7集落が連携し面積にして167.3haで取り組まれた。また、超急傾斜農地保全管理加算は48協定、509.6haで取り組まれた。

集落連携・機能維持加算		超急傾斜農地保全加算 実施面積 (ha)
集落協定の広域化支援 実績面積 (ha)	小規模・高齢化集落支援 実績面積 (ha)	
167.3 (140.5)	0.0 (0)	509.6 (505.3)

表中の()は29年度

8 集落協定における交付金の使用方法等

(1) 交付金の配分状況

集落協定への交付金を農業者と共同取組活動に配分した協定は1,205協定（91.0%）と最も多く、全額を農業者に配分している協定が114協定（8.6%）、全額を共同取組活動に配分している協定が5協定（0.4%）となっている。

集落協定への交付金額は1,798,688千円で、その内、農業者への配分額は1,126,627千円（62.6%）、共同取組活動への配分額は672,061千円（37.4%）となっている。

ア 協定数

全集落協定数	全額を 農業者へ	農業者と共同 取組活動へ	全額を共同取 組活動へ
1,324 (1,315)	114 (118)	1,205 (1,179)	5 (18)
協定に占める割合	8.6% (9.0%)	91.0% (89.7%)	0.4% (1.4%)

イ 交付金額

(千円)

交付総額	農業者への個人配分額	共同取組活動への配分額
1,798,688 (1,788,831)	1,126,627 (1,117,424)	672,061 (671,406)
交付総額に占める割合	62.6% (62.5%)	37.4% (37.5%)

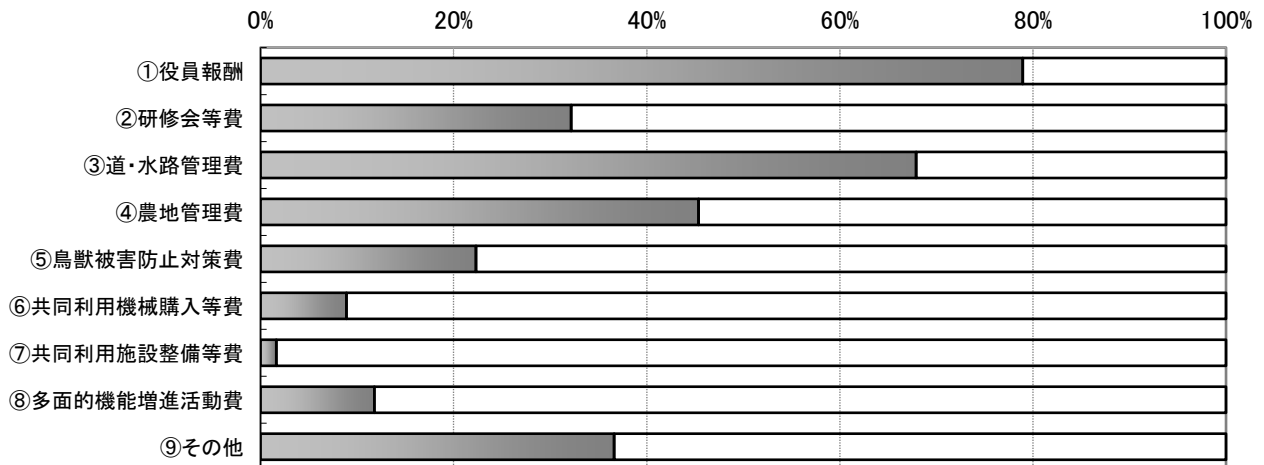
(2) 共同取組活動への使用状況

交付金の使途は、役員の報酬への使用が1,065協定(78.9%)と最も多く、次いで、道路・水路の維持管理に対する使用が916協定(67.9%)などの順になっている。

また、取組協定当たりの平均支出額は、共同利用機械購入等費が346千円と最も多く、次いで道・水路管理費266千円、共同利用施設整備等費226千円の順になっている。

活動項目	協定数	全集落協定に占める割合		取組協定当たり平均支出額(千円)
①役員報酬	1,065 (1065)	78.9%	(79.7%)	82 (85)
②研修会等費	434 (396)	32.2%	(29.6%)	53 (82)
③道・水路管理費	916 (928)	67.9%	(69.4%)	266 (258)
④農地管理費	612 (626)	45.4%	(46.8%)	214 (211)
⑤鳥獣被害防止対策費	301 (286)	22.3%	(21.4%)	153 (166)
⑥共同利用機械購入等費	120 (95)	8.9%	(7.1%)	346 (357)
⑦共同利用施設整備等費	22 (23)	1.6%	(1.7%)	226 (265)
⑧多面的機能増進活動費	159 (175)	11.8%	(13.1%)	173 (163)
⑨その他	494 (482)	36.6%	(36.1%)	509 (49)

表中の()は29年度で全集落協定は1349協定



(3) 共同取組活動のための積立状況

機械導入のための積立が74協定(5.5%)と最も多く、次いで道路・水路、農地整備が47協定(3.5%)であった。

また、取組協定当たりの平均積立額は、施設が1,441千円と最も多く、次いで機械721千円の順となっている。

積立等内訳	協定数	全集落協定に占める割合		取組協定当たり平均積立額(千円)
機械	74 (88)	5.5%	(6.6%)	721 (584)
施設	6 (5)	0.4%	(0.4%)	1441 (1510)
道路・水路、農地整備	47 (47)	3.5%	(3.5%)	597 (444)
災害	16 (1)	1.2%	(0.1%)	290 (150)
耕作継続	0 (0)	0.0%	(0.0%)	0 (0)
イベント	2 (1)	0.1%	(0.1%)	119 (400)
その他(災害に備えるための繰越等)	23 (12)	1.7%	(6.5%)	375 (139)
積立等実施協定数(実数)	203 (197)	15.0%	(14.7%)	534 (494)

表中の()は29年度で全集落協定は1349協定
積立等内訳には重複があるため、積立等実施協定計(実協定数)とは合致しない

[参 考]

中山間地域等直接支払制度(第4期対策:平成27~31年度)のあらまし

中山間地域の農業は、農地を耕作することで国土の保全・洪水の防止・緑豊かな景観の形成など、大切な役割を果たしています。

しかし、中山間地域は平地に比べて傾斜地が多く、まとまった農地も少ないことから生産費がかさみ、耕作されずに荒れている農地が増えています。

この制度は、中山間地域で農業生産を営む農業者に対し、平地との生産費格差の一部を国・県・市町村が共同で支払い、「適切な農地管理」「集落の共同活動」「将来の農業生産活動の体制整備」などに活用することで、将来に豊かな農地と自然を守り伝えようとするものです。

1 対象となる地域 ☆対象地域は、市町村によって異なります。

- (1) 法律(特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法)で指定された地域
- (2) 地域の実態に応じて知事が別に定める基準に該当する地域

2 対象となる農地

対象となる地域内で、次のいずれかに該当する1ヘクタール以上のまとまりのある農用地(農振農用地区域内)が対象です。

(1) 急傾斜農用地

傾斜が水田で1/20以上、畑・草地・採草放牧地で15度以上

(2) 小区画・不整形な田

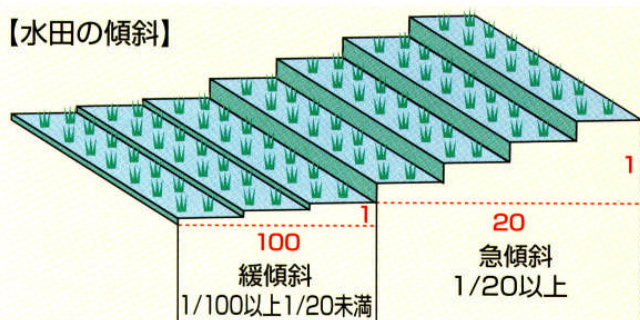
大多数が30a未満で、平均が20a以下

(3) 市町村長の判断により対象となる農用地

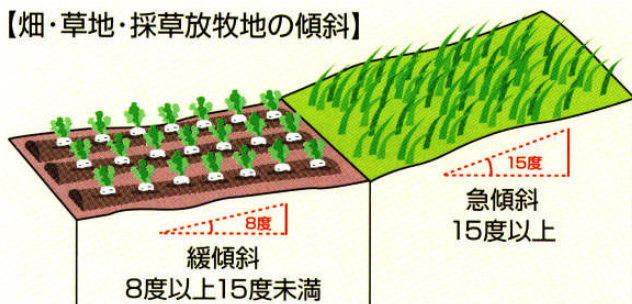
- ・ 緩傾斜農用地(田1/100以上、畑等8度以上)
- ・ 高齢化率・耕作放棄率の高い農用地

農地のイメージ図

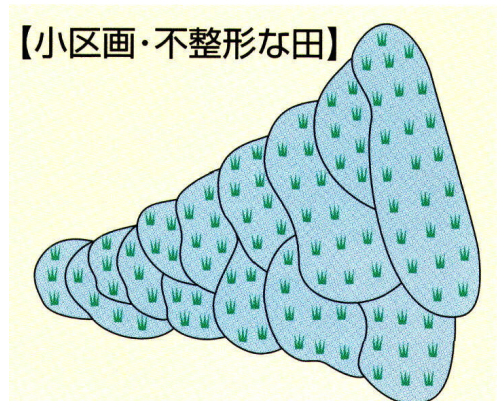
【水田の傾斜】



【畑・草地・採草放牧地の傾斜】



【小区画・不整形な田】



☆緩傾斜農用地、高齢化率・耕作放棄率の高い農用地は、市町村により扱いが異なります。

3 主な交付単価 10a当たり

地目	傾斜区分	基礎単価	体制整備単価	☆草地、採草放牧地も対象となります。 ☆面積には、畦畔・法面も含まれます。 ☆「小区画・不整形な田」「高齢化率・耕作放棄率の高い農用地」の単価は、緩傾斜と同じです。
田	急傾斜(1/20以上)	16,800円	21,000円	
	緩傾斜(1/100~1/20)等	6,400円	8,000円	
畑	急傾斜(15度以上)	9,200円	11,500円	
	緩傾斜(8度~15度)等	2,800円	3,500円	

4 対象者

集落協定又は個別協定に基づいて、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等が対象です。

- ・農業者
- ・生産組織
- ・第3セクター
- ・農地所有適格法人 等

5 実施期間

平成27~31年度

6 対象となる活動

集落協定又は個別協定に基づいて、5年間以上継続される農業生産活動等

◎基礎単価が交付される活動

区 分		具体的に取る行為	
必須事項	農業生産活動等 (右の全ての項目を実施)	集落マスタープランの作成	集落の目指すべき将来像とその実現に向けた活動方策及び目標等の計画策定
		耕作放棄の防止等の活動	適正な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止、耕作放棄地の復旧や畜産的利用、高齢農家・離農者の農用地の貸借権設定、法面保護・改修、鳥獣被害の防止、林地化等
		水路、農道等の管理活動	適切な施設の管理・補修(泥上げ、草刈り等)
選択的必須事項	多面的機能を増進する活動 (右の項目の中から1つ以上選択)	国土保全機能を高める取組	土壌流亡に配慮した営農の実施、農用地と一体となった周辺林地の管理等
		保健休養機能を高める取組	景観作物の作付け、市民農園・体験農園の設置、棚田オーナー制度、グリーンツーリズム
		自然生態系の保全に資する取組	魚類・昆虫類の保護(ビオトープの確保)、鳥類の餌場の確保、粗放的畜産、環境の保全に資する活動

◎体制整備単価が交付される活動（基礎単価が交付される活動に加えて実施）

要件	活動項目	活動内容	活動の水準	備考
必須要件	農用地等保全活動の実践	協定対象区域図に次の活動項目を記載する。 ①農地法面、水路、農道等の補修・改良の範囲又は位置 ②既耕作放棄地の復旧又は林地化の実施範囲 ③農作業の共同化や受委託等が必要な範囲 ④自己施工の箇所、整備内容及び受益する農地の範囲及び面積 ⑤農地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地の範囲及び面積 ⑥その他協定農用地の保全に必要な事項の範囲	図面の作成と実践	
選択的必須要件 (ABC要件から1つ以上選択)	A要件：①～⑤の中から2つ以上を選択。 ※但し、「①機械・農作業の共同化」のイ又は、「⑤担い手への農作業の委託」のイを選択する場合は1つ以上を選択 ※人・農地プランが策定されている場合は、その内容と整合を図ること。			
	①機械・農作業の共同化	ア 基幹的農作業のうち1種類以上に係る農業機械又は施設が共同利用される農地面積の増加	協定農用地の10%又は0.5haの多い方の増加	※
		イ 基幹的農作業のうち、田：3種類以上、畑：2種類以上等に係る農業機械または施設の共同利用の受益面積増加（※協定農用地以外の農地を含める場合、協定農用地割合が1/3以上必要）	協定農用地の30%又は3haの多い方の増加	※
	②高付加価値型農業の実践	新規作物の導入、有機農業等の高付加価値型農業を実施する協定農用地面積の増加	協定農用地の5%又は1haの少ない方の増加	
	③農業生産条件の強化	集落協定の参加者による共同作業でのほ場や水路・農道等の生産条件を向上させるための改良（自己施工）	受益面積が協定農地の5%又は0.5haの多い方の増加	
	④担い手への農地集積	協定農用地において、認定農業者等の担い手と集落協定参加農業者との間に利用権設定等がなされる農地面積の増加	協定農用地の5%以上の増加	
	⑤担い手への農作業の委託	ア 認定農業者等担い手と集落協定の参加農業者との間で基幹的農作業のうち1種類以上に係る作業受委託の契約面積の増加	協定農用地の10%又は0.5haの多い方の増加	※
		イ 認定農業者等担い手と集落協定の参加農業者との間に、利用権設定または基幹的農作業のうち、田：3種類以上、畑：2種類以上等5ヶ年以上の作業受委託契約がなされる農地面積の増加（※協定農用地以外の農地を含める場合、協定農用地割合が1/2以上必要）	協定農用地の20%又は2haの多い方の増加	※
	B要件：集落協定に新規参加者(女性、若者、NPO法人等)の1名以上の参加を得るとともに、①～③の中から1つ以上を選択し、新規参加者がその活動の主体となること。			
	①新規就農者等の確保	ア 集落協定に新規就農者（新規学卒就農、離職転入者及び新規参入者であって、新たに経営を開始した者）の参加	1名以上の参加	
※ア又はイを選択		イ 生産組織等のオペレーターの新規雇用、集落協定に参加する農業者において、新たに認定農業者及びこれに準ずる者として市町村が認定した者を確保	1名以上の確保	
②地場農産物等の加工・販売	地場農産物等の加工が可能な施設（農家レストランを含む）があり、当該施設において加工された加工品等の販売に取り組む	取組の実施		
③消費・出資の呼び込み	棚田オーナー制度、市民農園、観光農園、学校等と連携した体験農園の実施、NPO法人、企業等の耕作	協定農用地の5%又は0.5ha以上の多い方で実施		
C要件	集団的かつ持続可能な体制整備	高齢者でも安心して制度に参加できるよう、共同で支え合う仕組みを集落で取り決める	取り決めに協定書に位置付け	

※印は、協定の認定時に一定の実績がある場合、別途の活動水準が定められている。

◎加算単価が交付される活動(体制整備単価の要件を満たしている協定に適用される)

加算の種類	加算の要件	加算金の適用	加算単価 (10a当たり)	留意事項
集落連携・機能維持加算	ア 集落協定の広域化支援 集落協定が、他の集落内の対象農用地を含めて概ね50戸以上の規模の協定を締結し、協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、一定の基準を満たす取組を行う。	協定農用地の全てに加算	対象地目全てについて3,000円 ※1協定当たり200万円が限度	小規模・高齢化集落支援との重複は不可
	イ 小規模・高齢化集落支援 集落協定又は個別協定が、近隣の小規模・高齢化集落の農用地を協定農用地として取り込む。	協定に取り込まれた小規模・高齢化集落の農地面積に加算	田：4,500円 畑：1,800円	集落協定の広域化支援との重複
超急傾斜農地保全管理加算※	協定農用地内の勾配が田で1/10以上、畑で20度以上である農地の保全と当該農用地で生産される農作物の販売促進を行う。	傾斜基準を満たす田又は畑の面積に加算	田：6,000円 畑：6,000円	
地域営農体制緊急支援試行加算【H31年度限定】	ア 人材活用体制整備事業 新たな人材の確保・活用を進めるための体制整備や環境整備を行う。	協定農用地の全てに加算	対象地目全てについて3,000円 ※1協定当たり200万円が限度	
	イ 集落機能強化型 集落で地域運営組織等を設立し、集落機能を強化する取組を行う。			
	ウ スマート農業推進型 省力化技術を導入し、少人数で効率的に営農を継続できる環境整備を行う。		対象地目全てについて6,000円 ※1協定当たり400万円が限度	

※超急傾斜農地保全管理加算はH29年度から基礎単価の協定も取り組めるよう要件が緩和

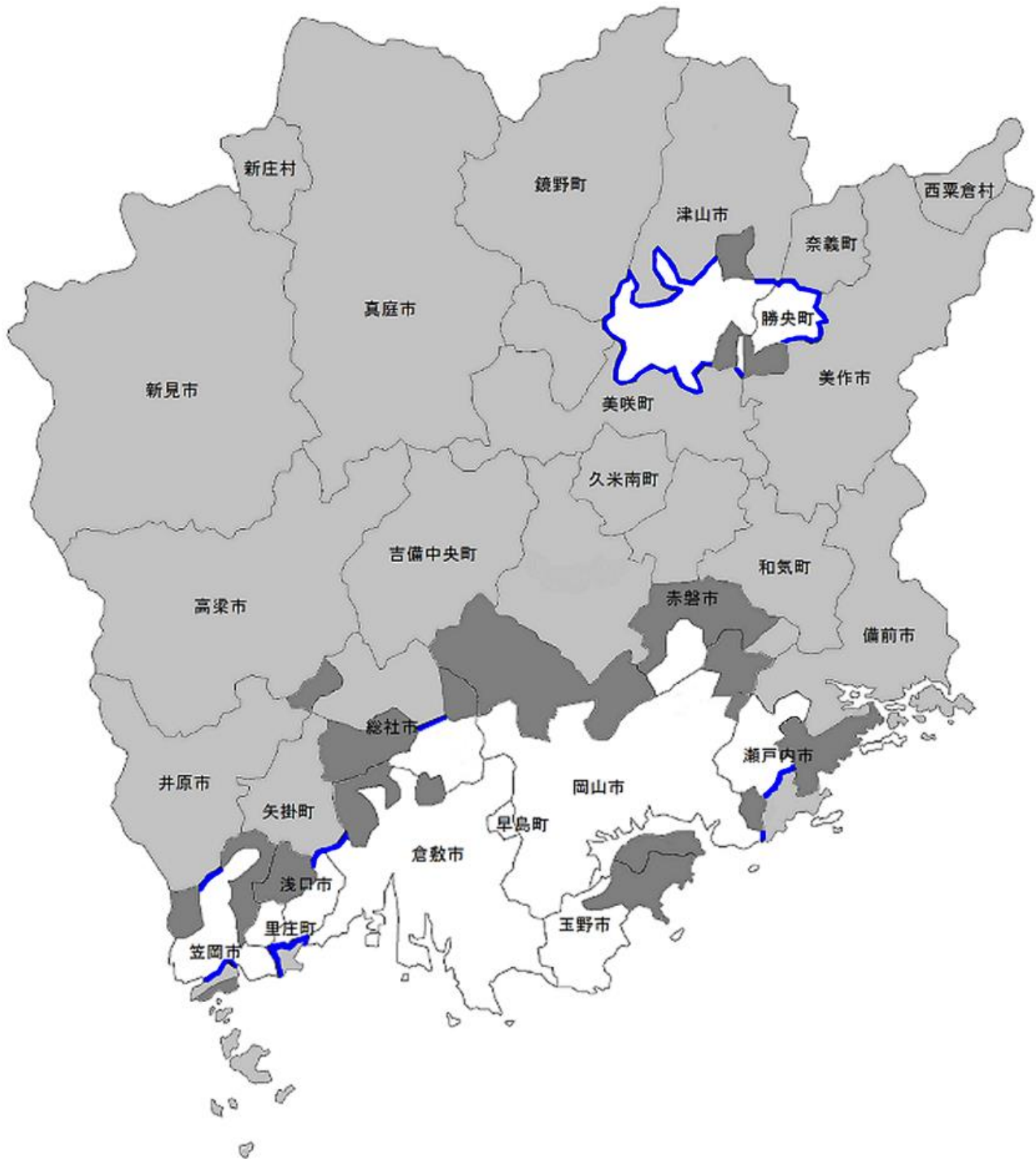
7 返還の免責要件

5年間の協定期間中に農業生産活動が行われなくなった場合や農地を転用した場合は、原則として協定の認定年度に遡って、協定農用地についての交付金の全額を返還する必要がありますが、次の免責事由に該当する場合には、返還が免除又は要件が緩和されます。

免責事由 ※一部抜粋		返還の範囲	金額	措置される次期
協定農用地について耕作又は維持管理が行われなかった場合				
	①②③以外	全協定農用地	全額	認定年度以降返還
①	農業者の死亡、病気、その家族の病気等 土地収用法に基づき収用もしくは使用を受けた場合 農業用施設用地とした場合等	-	免除	当該農用地について 当該年度以降交付停止
②	新規就農者又は後継者の住宅に供する場合 林業又は水産業用施設用地とした場合	当該農用地	全額	認定年度以降返還
③	15ha以上又は、集落連携・機能維持加算に取り組む集落協定が集落戦略を作成した場合	当該農用地	全額	認定年度以降返還

中山間地域等直接支払制度 対象地域図(第4期対策)

平成28年4月1日現在



- 一般地域：地域振興4法の指定地域（市町村又は旧市町村単位）
- 特認地域 要件A：一般地域に地理的に隣接する地域（センサス集落単位）
- 特認地域 要件B：農林統計上の中山間地域（S25年の旧市町村単位）

集落協定の取組活動事例

○農作業の省力化と農村環境保全

かましもにしぶ

可真下2支部集落協定 (赤磐市)

協定面積：6.8ha 交付金額：143万円

ドローンによる共同防除と、負担の大きい急傾斜での草刈り作業を軽減するため、防草シートの設置を進めている。

また、毎年子ども達との川辺の生きもの調査や蛍の観察会など、農村の環境保全に向けた取組も行っている。

【主な取組実績】

- ドローンを活用した共同防除 6.8ha
- 防草シート設置 400m
- 川辺の生きもの調査 (メダカ、ドジョウなど)
- 蛍の観察会



ドローンによる共同防除

川辺の生きもの調査



防草シート設置

○アイガモと彼岸花で農業生産活動を展開

しおたにし

塩田西集落協定 (高梁市)

協定面積：6.3ha 交付金額：111万円

中山間地域等直接支払交付金のほか、多面的機能支払交付金や環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農業生産活動に取り組んでいる。

特に、集落で卵から孵化させたアイガモを使った有機農業に取り組んでいるほか、景観作物として彼岸花を定植している。彼岸花の根には毒があり、農道や農地の法面におけるモグラ対策にもなっている。

【主な取組実績】

- アイガモ農法の実施 65 a
- 彼岸花の定植



彼岸花の球根採取と開花



アイガモ農法

○地域ぐるみの鳥獣害対策と地場産品を活用した加工品の取組

おおいわ

大岩集落協定 (津山市)

協定面積：40.7ha 交付金額：946万円

超急傾斜地で生産した大豆、地場産のモチ米を加工し、味噌・餅・おかき等の製品を製造。直売所のほほえみ彩菜への出荷や地元のふるさとまつり等でのイベント販売等を行っている。

また、イノシシ・ニホンジカなどの獣害による農作物への被害を防止するため、集落全体を囲む電気柵を設置している。

【主な取組実績】

- 加工品の生産・販売 販売額 2,166千円
- 鳥獣害対策による集落柵 延長 12,000m



手作り味噌



加工品の製造



イベント販売

中山間地域等直接支払制度（第4期対策）の最終評価

中山間地域等直接支払交付金実施要領（抜粋）

第13 交付金交付の評価

- 1 交付金の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
- 2 市町村長は集落等の取組状況を評価し、その結果を都道府県知事に報告することとする。
- 3 都道府県知事は市町村長からの報告内容を、中立的な第三者機関において検討し、評価するとともに、その結果を地方農政局長（北海道にあっては直接、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を經由して農村振興局長に報告することとする。
- 4 農村振興局長は都道府県知事の報告を受け、中立的な第三者機関において交付金に係る効果等を検討し、評価するとともに、中山間地域農業をめぐる諸情勢の変化、協定による目標達成に向けての取組を反映した農用地の維持・管理の全体的な実施状況等を踏まえ、5年後に制度全体の見直しを行う。ただし、必要があれば、3年後に所要の見直しを行う。

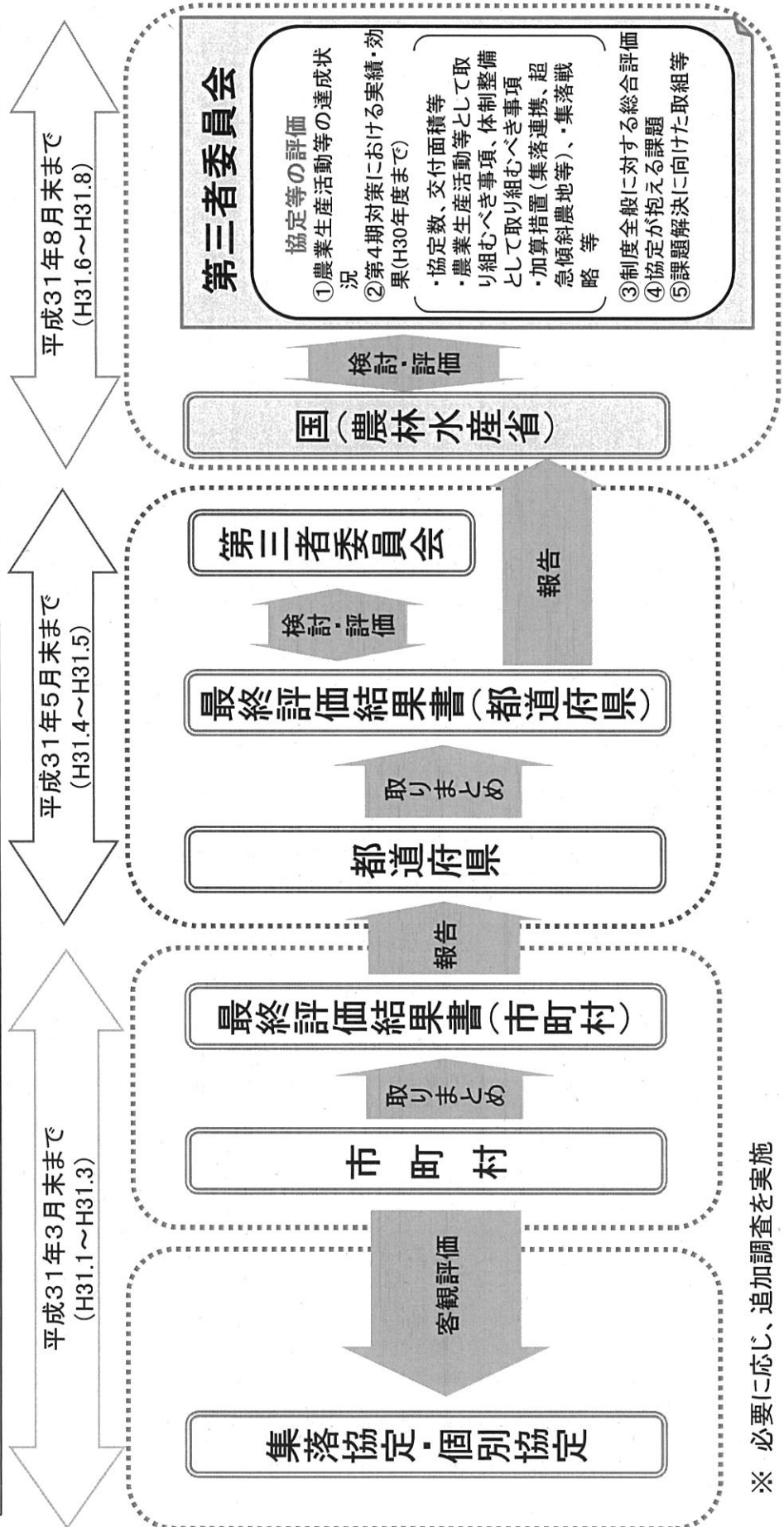
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（抜粋）

第17 交付金交付の評価

- 1 実施要領第13の1の「交付金の評価」は、以下のとおり実施する。
 - (1) 中間年評価は、平成30年6月末までに実施する。
 - (2) 最終評価は、平成31年8月末までに実施する。
- 2 評価は、集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定めた取り組みむべき事項等の達成状況及び自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況等について行う。

中山間地域等直接支払制度（第4期対策）最終評価の流れ

- 市町村は、協定活動の達成状況や取組の効果等を客観的に評価。評価結果（最終評価結果書）を都道府県に報告。
- 都道府県は、市町村の評価結果を都道府県第三者委員会で検討・評価した上で、都道府県全域における効果、課題、課題解決に向けた取組等を取りまとめた「都道府県最終評価結果書」を国に報告。
- 国には都道府県段階における評価結果等を第三者委員会で検討・評価し、全国的、大局的な視点から第4期対策の効果、課題、制度のあり方等の評価結果を取りまとめ。



※ 必要に応じ、追加調査を実施

最終評価の考え方と評価項目

1 最終評価の考え方

本制度については、広く国民の理解を得るため、その実施に当たっては、明確かつ合理的・客観的な基準の下に透明性を確保するとともに、交付金交付に当たっては、中立的な第三者機関を設置し、実行状況の点検、施策効果の評価等を行い、基準等について不断の見直しを行っていくことが必要。

このため、施策の実施規模、協定に定められた活動の実施状況を点検するとともに、取組実績等による定量的評価と聞き取り調査（アンケート等）による定性的な評価を組み合わせ、第三者委員会の意見も踏まえつつ、第4期対策の効果や支援の仕組み等の評価。

あわせて、市町村・都道府県の評価結果を踏まえつつ、農業生産活動を継続するに当たっての課題を明確にするとともに、課題解決に必要な取組の方向性を整理し、制度全体の見直しに反映。

2 最終評価の項目

- (1) 最終評価の意義と取りまとめ手法等
- (2) 中山間地域等直接支払制度について
 - ① 制度創設の背景・変遷
 - ② 第4期対策の概要
- (3) 第4期対策における実績・効果
 - ① 実施状況（平成30年度末）
 - ② 協定における農業生産活動等の達成状況
 - ③ 活動実績等の詳細
 - ・ 農業生産活動等として取り組むべき事項（基礎単価）
 - ・ 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（体制整備単価）
 - ・ 加算措置の取組
集落連携・機能維持加算、超急傾斜農地保全管理加算
 - ・ 集落戦略の取組
 - ・ 一農業者当たりの上限受給額の拡大
（第4期対策において拡充）
 - ・ 取組体制の強化
協定の広域化・集落連携

(4) 都道府県及び市町村による評価

- ① 総合評価結果（都道府県、市町村）
- ② 第4期対策による評価と課題
 - ・ 協定締結前と比べ地域が変わったと感じる事項
 - ・ 今後とも農業生産活動を継続的に行っていく上での課題
 - ・ 本制度の対象農用地を有しているが取り組んでいない理由
 - ・ 課題解決に向けた取組（都道府県）
 - ※ 第4期対策における取組の評価と今後の取組方針

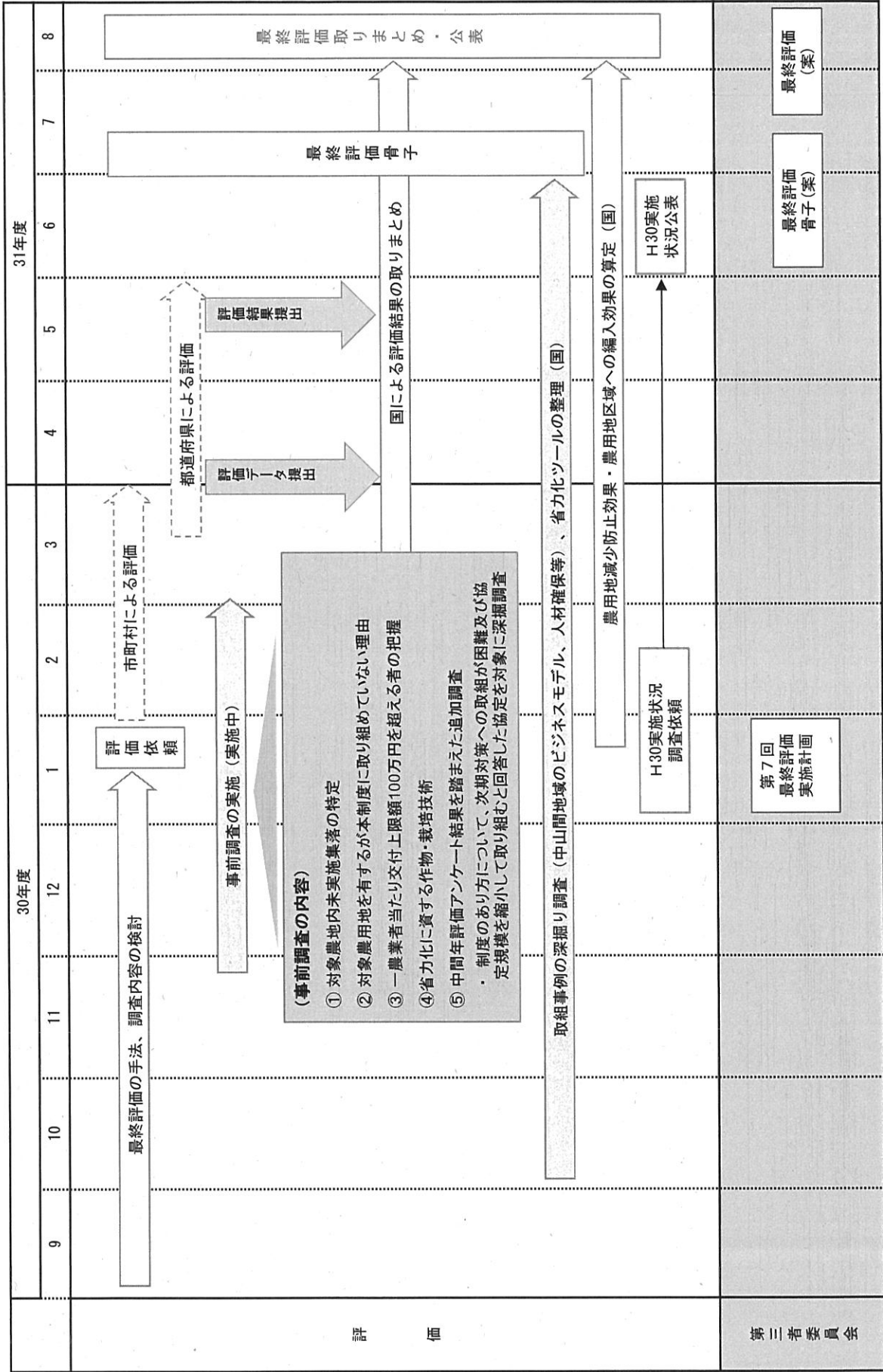
(5) 農用地の減少防止効果等の推計

(6) 第4期対策の最終評価（まとめ）

- ① 本制度及び協定活動の実施状況
- ② 本制度の実施効果
 - ・ 総合評価
 - ・ 本制度の支援体系
 - ・ 課題
 - ・ 今後進めていくべき取組（制度のあり方）

(7) 第三者委員会からの意見

中山間地域等直接支払制度（第4期対策）最終評価のスケジュール



岡山県 最終評価結果書

都道府県名	岡山県	都道府県コード	33
-------	-----	---------	----

1 実施状況の概要(平成30年度末時点)

(1) 交付市町村数	25	市町村			
(2) 協定数	1,349	協定	【うち集落協定	1,324	協定
			集落協定参加者数	23,281	人
					うち個別協定
					25
(3) 交付面積	12,172	ha	【対象農用地面積	16,306	ha
			【協定締結面積	12,172	ha
			【地目別交付面積内訳	田 :	11,661
				草地 :	21
					ha
					畑 :
					485
					ha
					採草放牧地 :
					5
					ha
(4) 交付金額	1,821,816	千円	【うち共同取組活動分 :	671,327	千円
					うち個人配分 :
					1,150,489
					千円

2 第4期中間年評価結果のフォロー等

項目	現状等	
	<p>中間評価において目標が未達だった協定に対して、市町村は目標についての意識啓発と集落での話し合いを徹底するなど指導を行い、達成が見込まれる状況になっている。 また、集落戦略作成や第5期に向けた体制についての前向きな助言については、各市町村で積極的に集落へ働きかけを行っている。 その結果、集落戦略作成について引き続き助言を必要とする協定はあるが、目標達成が見込めない協定は無い。</p>	
・指導・助言を行っている協定の現状	① 指導・助言を行っている平成30年度末時点の協定数	194 協定
	② 上記のうち	
	・31年度までに目標達成が見込まれる協定数	190 協定
	・引き続き、指導・助言が必要な協定数	4 協定
	・取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数	0 協定
	③ 第4期中間年評価における要指導・助言協定数	160 協定
	④ 上記のうち	
	・31年度までに目標達成が見込まれる協定数	157 協定
	・引き続き、指導・助言が必要な協定数	3 協定
	・取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数	0 協定

3 事項ごとの評価

項目	取組の概要及び取組により生じた効果													
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	<p>「共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備」を約85%、「機械・農作業の共同化等営農組織の育成」を約11%の協定が選択しているが、選択内容にかかわらず、集落の将来像について集落での話し合いが増え、集落の維持・保全に関する機運が高まっている。</p>													
	取組に対する評価及び関連する課題													
	<p>集落マスタープランを作成することにより、集落の目標や取組計画が明確になり、協定内の連携も図れ、農地の維持管理意識が継続できている。 しかし、高齢化や担い手不足は顕著であり、集落を維持していくための人材が減少している。今後、集落のサポート体制強化はますます重要であり、集落連携や広域化等進めていくことが課題となる。</p>													
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	取組の概要及び取組により生じた効果													
	<p>「柵・ネット等の設置(鳥獣被害防止対策等)」を約70%、「農地の法面管理」を約57%、「賃借権設定・農作業の委託」を約19%の協定が取組んでいる。 市独自の防護柵設置補助が併せて行われたり、定期的な点検により鳥獣被害が軽減することで、農業生産活動への意欲が出てきている。 また、集落で耕作放棄地を出さないという意識を共有することで、発生抑制効果が出ている。</p>													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 協定締結面積</td> <td>12,020 ha</td> <td>151 ha</td> </tr> <tr> <td>② 農振農用地区域への編入面積</td> <td>50 ha</td> <td>2 ha</td> </tr> <tr> <td>③ 既荒廃農地の復旧面積</td> <td>1 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> </tbody> </table>		集落協定	個別協定	① 協定締結面積	12,020 ha	151 ha	② 農振農用地区域への編入面積	50 ha	2 ha	③ 既荒廃農地の復旧面積	1 ha	0 ha
		集落協定	個別協定											
	① 協定締結面積	12,020 ha	151 ha											
② 農振農用地区域への編入面積	50 ha	2 ha												
③ 既荒廃農地の復旧面積	1 ha	0 ha												
	取組に対する評価及び関連する課題													
	<p>鳥獣被害を減少させ、集落全体で法面管理し、高齢化により管理が難しい農用地は担い手へ任す取組が進むことで、耕作放棄地防止対策は有効であり、協定参加者及び市町村からも高く評価されている。 しかし、高齢化等により第5期対策に継続して取り組めない農用地や協定の発生が懸念され、取り組めない農用地が耕作放棄地となる可能性が高い。</p>													

		取組の概要及び取組により生じた効果																						
		集落の共同作業として、水路の清掃や草刈り、見回り点検、農道の簡易補修や草刈り等が行われ、個人では対応が難しい一時的な修繕も対応されるなど、水路・農道の適切な保全や、集落の景観向上が図られる等の効果が見られる。																						
	・水路、農道等の管理活動	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 管理する水路の延長</td> <td>2,523,276 m</td> <td>1 m</td> </tr> <tr> <td>② 管理する農道の延長</td> <td>2,379,844 m</td> <td>1 m</td> </tr> </tbody> </table>		集落協定	個別協定	① 管理する水路の延長	2,523,276 m	1 m	② 管理する農道の延長	2,379,844 m	1 m													
	集落協定	個別協定																						
① 管理する水路の延長	2,523,276 m	1 m																						
② 管理する農道の延長	2,379,844 m	1 m																						
		取組に対する評価及び関連する課題																						
		中山間地域におけるため池や水路、農道の管理は延長も長く、多大な労力が必要であるが、管理資材等の購入や出役手当が支給出来ることにより協定参加者も前向きに取り組んでいる。計画的に取り組む事で、集落の共同意識や連帯感が醸成され、集落内の施設の管理に対する意識が高まっている。しかし、高齢化により活動に参加できる人数の確保が懸念される。																						
		取組の概要及び取組により生じた効果																						
		「周辺林地の下草刈」を約80%、「景観作物の作付け」を約15%の協定が取組み、鳥獣害の被害防止・軽減や農村景観の維持向上が図られている。																						
	・多面的機能を増進する活動	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 周辺林地の下草刈の面積</td> <td>180 ha</td> <td>1 ha</td> </tr> <tr> <td>② 棚田オーナー制度の対象面積</td> <td>0 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> <tr> <td>③ 市民農園等の面積</td> <td>0 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> <tr> <td>④ 体験民宿等の施設数</td> <td>1 施設</td> <td>0 施設</td> </tr> <tr> <td>⑤ 景観作物の作付けに取り組む協定数</td> <td>195 協定</td> <td>0 協定</td> </tr> <tr> <td>⑥ 堆きゅう肥の施肥に取り組む協定数</td> <td>112 協定</td> <td>0 協定</td> </tr> </tbody> </table>		集落協定	個別協定	① 周辺林地の下草刈の面積	180 ha	1 ha	② 棚田オーナー制度の対象面積	0 ha	0 ha	③ 市民農園等の面積	0 ha	0 ha	④ 体験民宿等の施設数	1 施設	0 施設	⑤ 景観作物の作付けに取り組む協定数	195 協定	0 協定	⑥ 堆きゅう肥の施肥に取り組む協定数	112 協定	0 協定	
	集落協定	個別協定																						
① 周辺林地の下草刈の面積	180 ha	1 ha																						
② 棚田オーナー制度の対象面積	0 ha	0 ha																						
③ 市民農園等の面積	0 ha	0 ha																						
④ 体験民宿等の施設数	1 施設	0 施設																						
⑤ 景観作物の作付けに取り組む協定数	195 協定	0 協定																						
⑥ 堆きゅう肥の施肥に取り組む協定数	112 協定	0 協定																						
		取組に対する評価及び関連する課題																						
		周辺林地の下草刈りを実施することで、鳥獣被害防止だけでなく、耕作放棄地対策にもつながっている。また、景観作物の作付けなど、女性も参加しやすく、集落の共同作業に対する協力体制の一端を担うこともでき、評価できる。課題としては、市民農園や体験民宿等については、通常の営農活動以上の取組となり、実施が難しい。																						
		取組の概要、取組により生じた効果(体制整備単価が加算されていることによる効果)																						
		機械・農作業を共同化することにより、高齢農業者等の労力の省力化が図られている。																						
	(3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	・A要件	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 機械・農作業の共同化への取組面積</td> <td>17 ha</td> </tr> <tr> <td>② 高付加価値型農業の実践への取組面積</td> <td>1 ha</td> </tr> <tr> <td>③ 農業生産条件の強化への取組面積</td> <td>0 ha</td> </tr> <tr> <td>④ 担い手への農地集積への取組面積</td> <td>2 ha</td> </tr> <tr> <td>⑤ 担い手への農作業の委託への取組面積</td> <td>0 ha</td> </tr> </tbody> </table>	① 機械・農作業の共同化への取組面積	17 ha	② 高付加価値型農業の実践への取組面積	1 ha	③ 農業生産条件の強化への取組面積	0 ha	④ 担い手への農地集積への取組面積	2 ha	⑤ 担い手への農作業の委託への取組面積	0 ha											
① 機械・農作業の共同化への取組面積	17 ha																							
② 高付加価値型農業の実践への取組面積	1 ha																							
③ 農業生産条件の強化への取組面積	0 ha																							
④ 担い手への農地集積への取組面積	2 ha																							
⑤ 担い手への農作業の委託への取組面積	0 ha																							
			取組に対する評価及び関連する課題																					
			高齢化が進むなか、取組に対しては重要な内容であり、実際に進んでいる場面もあるが、数値目標があることにより、A要件を選択する協定が少ない。																					
			取組の概要、取組により生じた効果(体制整備単価が加算されていることによる効果)																					
			地場農産物等の加工・販売の取組みにより地場産農産物のPR活動に結びついている。																					
		・B要件【第4期対策新規措置】	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 集落協定への新規参加者数</td> <td>3 人</td> </tr> <tr> <td>うち女性</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>うち若者</td> <td>3 人</td> </tr> <tr> <td>うちNPO法人</td> <td>0 法人</td> </tr> <tr> <td>うちその他【 】</td> <td>0 人・団体</td> </tr> <tr> <td>② 新規就農者等確保数</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>③ 地場産農産物等の加工販売の取組協定数</td> <td>3 協定</td> </tr> <tr> <td>④ 消費・支出の呼び込みの取組面積</td> <td>0 ha</td> </tr> </tbody> </table>	① 集落協定への新規参加者数	3 人	うち女性	0 人	うち若者	3 人	うちNPO法人	0 法人	うちその他【 】	0 人・団体	② 新規就農者等確保数	0 人	③ 地場産農産物等の加工販売の取組協定数	3 協定	④ 消費・支出の呼び込みの取組面積	0 ha					
① 集落協定への新規参加者数	3 人																							
うち女性	0 人																							
うち若者	3 人																							
うちNPO法人	0 法人																							
うちその他【 】	0 人・団体																							
② 新規就農者等確保数	0 人																							
③ 地場産農産物等の加工販売の取組協定数	3 協定																							
④ 消費・支出の呼び込みの取組面積	0 ha																							

	・その他	取組の概要及び取組により生じた効果
		取組に対する評価及び関連する課題

4 本制度の実施効果及び制度の仕組みを踏まえた総合的な評価

上記1～3を踏まえ、評価区分(A～G)を別紙から選択し、本制度の第4期対策の総合的な評価及び評価区分を選択した理由について記載して下さい。また、本制度の実施効果について、①から⑬までの項目の該当すると考えるものすべてに○印を記入して下さい。

評価区分	総合評価
B	耕作放棄地発生防止や農村景観の保全等に大きな役割を果たしている。中間年評価においても、約85%の協定が、「本制度がなければ耕作放棄地が発生していた」と答えるなど、協定からの評価も高い。協定参加者の話し合いの機会も増え、集落のつながりが深まり、農地の維持管理への意識も高まっており、地域にとって必要不可欠な制度となっている。今後、リーダーとなる人材の確保・育成、担い手の確保について対策が必要と考える。
<input type="radio"/>	① 地域の実情に応じて交付金が活用できた
<input type="radio"/>	② 一定期間、安定して交付金が交付された
<input type="radio"/>	③ 集落の活性化に関する話し合いが活発化した
<input type="radio"/>	④ 集落ぐるみでの農地維持の意識が醸成された
<input type="radio"/>	⑤ 集落の自由で自発的な活動計画(協定)に基づく取組ができた
<input type="radio"/>	⑥ 農地の将来的な維持管理の見通しが共有できた
	⑦ 新たな人材の受け入れや多様な組織等との連携に対する意識が醸成された
	⑧ 集落間連携への意識が醸成された
	⑨ 農業生産性の向上や所得向上など前向きな取組への意識が醸成された
<input type="radio"/>	⑩ 継続的な農地等維持への意識が醸成された
<input type="radio"/>	⑪ 農産物価格の変動に左右されない所得(個人配分)が確保された
	⑫ その他の効果【 】
	⑬ 効果なし
都道府県第三者委員会の意見	

5 第1期対策から第4期対策までの効果等

中山間地域等直接支払制度に取り組んだ結果、管内市町村の集落において、協定締結前(第4期対策以前の期間も含む。)と変わったと感じる事項をすべて選び、それぞれについてどのような変化等があったかを記載してください。また、取組期間の長短による集落の変化等の違いや、第4期対策での特別な変化等があればその内容についても記載してください。

事項	変化等の詳細や変化等があったと考える理由
<input type="radio"/>	① 耕作放棄地の発生が防止された 協定農用地については、耕作放棄地の発生は無く、中間年評価においても、本制度がなければ耕作放棄地が発生するとの意見が多かった。
<input type="radio"/>	② 寄合、イベント、共同活動の活発化など農村協働力(集落機能)の向上・維持につながった 集落における話し合いや共同活動の回数が増加し、集落で地域の農地を守る意識が醸成
<input type="radio"/>	③ 水路・農道等の維持管理が適切に行われるようになった 集落ぐるみで管理作業を行うことで、迅速に維持補修が図られている。
<input type="radio"/>	④ 鳥獣被害が防止された 集落ぐるみで柵を設置したことで被害防止効果が高まっている。
<input type="radio"/>	⑤ 多面的機能を増進する活動を通じて農村景観の保全など集落環境が向上した 周辺林地の下草刈りの実施により鳥獣被害防止対策や災害予防効果もあった。
<input type="radio"/>	⑥ 集落営農、認定農業者など担い手が確保された 集落営農組織の設立に結びついた協定があった。
<input type="radio"/>	⑦ 担い手への農地集積が進んだ 将来的な農地維持を話し合う中で、担い手への農地集積が進んだ。
<input type="radio"/>	⑧ 農業用機械・施設の利用の共同化が進んだ 地域の話し合いの中で、効率化を進めるため機械や施設の共同利用が進んだ。

	⑨ 新規就農者や協定活動の核となる新たな人材の受入が行われた	
	⑩ 高収益作物の導入、加工・直売、農家レストランの開業など所得向上の取組が行われた	
	⑪ 都市住民や非農家との交流が活発になった	
	⑫ 協定参加者の世代交代(若返り)が進んだ	
	⑬ 高齢者や女性による活動や世代間交流が活発になった	
	⑭ 高齢者や子育て世代への支援など定住条件が整備された	
	⑮ その他	
都道府県第三者委員会の意見		

6 今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題等

管内市町村の集落において、本制度を活用して農業生産活動を継続していくための課題をすべて選び、その詳細及び対策(実施しているものを含む。)を記載してください。

事項		課題の詳細及び対策
人員・人材に関する課題	○ ① 高齢化・過疎化の進行による協定参加者の減少	高齢化による作業負担の増加や5年間の農地維持管理の不安があり、参加者の減少が懸念される。担い手への農地集積、集落連携や広域化の検討を行っていく。
	○ ② 担い手の不在	高齢化・過疎化により担い手不在協定がある他、担い手への集積が進んだ結果、現状以上に依頼できない状況も見られる。地域外からの人材確保が必要だが、中山間地での新規就農者確保は特に難しいため、集落営農組織等の体制強化を図っていく。
	○ ③ リーダーや活動の核となる人材の不足	リーダーも高齢化が進み、作業負担増加が問題となっている。次世代のリーダー育成が急務。
営農に関する課題	○ ④ 農地の生産条件(圃場条件)の不利	狭小、不整形なほ場が多く、効率的な管理が出来ない。また、法面が多いため、草刈りの負担が大きい。自走式草刈機やドローンなど農業用機械の導入を行っていく。
	○ ⑤ 野生鳥獣の被害	イノシシや鹿の被害は被害額以上に耕作者の営農意欲を削ぐため影響は甚大。集落柵の設置や捕獲員の確保が必要
	○ ⑥ 農業収入の減少	条件不利地であり、鳥獣被害もあり農業収入の増加は難しい。一部、加工品製造や棚田米等ブランド化を図っている協定もあるが、核となるリーダー育成とそれを支えるメンバーの確保が重要。
	○ ⑦ 農作業の省力化	大型機械の導入は難しいため、中山間地域に適したスマート農業技術が必要。
農村協働力(集落機能)に関する課題	○ ⑧ 農村協働力(集落機能)の低下・共同取組活動の衰退	高齢化、過疎化により共同作業への出役者数が確保出来ない場合がある。人員が少なくても実行できるスマート農業技術の導入が必要。
	○ ⑨ 集落内の話し合い回数の減少	
	○ ⑩ 中山間地域の生活環境の改善	
本制度に関する課題	○ ⑪ 交付金返還措置への不安	高齢により5年間農用地を維持管理できず、全額遡及返還となった場合、集落全体に迷惑がかかるという懸念が強く、次期の協定参加に消極的になるケースが多い。免責や集落戦略作成による特例措置等について、協定参加者により一層周知する必要がある。
	○ ⑫ 行政との連携不足	
	○ ⑬ 事業要件の見直し(協定期間(5年間)の短縮や交付単価の見直し等)	高齢化により5年間の農用地の維持管理に不安を抱えている農業者は多く、1期5年の期間を短くすることで、取組みやすくなると思われる。また、地域振興作目(ぶどう等)の栽培を推進しているが、果樹を植えたために交付金が減る、もしくは交付されないなど、前向きな推進がしにくい。地域振興作目には、田と同様の単価で交付できるなど、改善して欲しい。
	○ ⑭ 事務負担の軽減	事務作業が集落リーダー等の大きな負担となっている。次期リーダーに引き継ぐ際にも大きな懸念となり、引き受けてもらえないケースもある。小規模協定では、事務作業が出来る人材も少ないため、広域化を進める事で人材確保を行う。
	○ ⑮ その他	
	○ ⑯ 課題等はない	
都道府県第三者委員会の意見		

7 対象農用地を有するものの本制度に取り組んでいない理由

対象農用地を有するものの中山間地域等直接支払制度に取り組んでいない農業集落について、取組を行わない理由を記載してください。

取組を行わない理由	
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化、過疎化により地域の担い手が不足しており、5年後を見通して集落の農用地管理が困難であると集落が判断。 ・集落をまとめるリーダーや活動の核となる人材が不在であるため、取組めない。 ・協定単位となる地域の対象農用地面積が少ない。 	

8 取組の評価と今後の取組方針

以下の項目毎に、中山間地域等直接支払制度のこれまでの取組に対する評価を記載するとともに、集落等の課題を踏まえた今後の取組方針について記載してください。また、基礎単価で交付を受けている集落と体制整備単価で交付を受けている集落の違いや、加算措置を受けている集落で見られる特色などについて具体的に記載してください。

事項	影響等及び今後の取組方針
① 耕作放棄の防止、農道・水路の維持管理、多面的機能の増進	協定及び市町村からは、効果が高く中山間地域には必要な制度であると評価が高い。しかしながら、高齢化や過疎化によりこの制度に取り組めない地域が発生することで、耕作放棄地が増大する恐れがある。協定の広域化や他組織との連携をすすめ、規模を拡大することでスマート農業技術を取り入れることの出来る土台を固めるとともに、担い手を確保し、省力化・効率化を図り、制度に取り組める体制づくりを進める。
② 農業生産体制の整備(担い手・協定の核となる人材の確保、農地集積等の取組)	体制整備単価に取り組む集落協定の99%がC要件を選択しており、その内、集落ぐるみで農業生産体制を整備しているのが約85%、集落営農組織が支えている協定は12%、担い手は5%となっている。高齢化が進む中、集落協定の核となる集落営農組織の体制強化、広域化を図ることで、集落協定の体制強化につながると思われる。
③ 所得形成(農業生産活動の持続的発展に向けた6次産業化等の取組)	一部の協定では加工品製造に取り組んだり、棚田米等のブランド化を図る等農業生産活動以上の取組に発展させている協定もあるが、取組を進めるためには、核となるリーダーとそれを支えるメンバーの育成が重要と思われる。
④ 農村協働力(集落機能)の向上・維持、集落コミュニティの活性化	集落での話し合いの機会が増え、問題意識の共有と共同作業により活性化している。
⑤ 集落間連携・広域化、多様な中間支援組織との連携による取組体制の強化	広域化が実現した協定は少ないが、広域化した集落は集落営農組織が核となっている場合が多い。今後も、集落営農組織の体制強化を図り、集落協定の広域化や他組織との連携を図っていく。
⑥ 超急傾斜農地の保全活動	傾斜が厳しく、法面管理に多大な労力がかかるため、耕作放棄地になりやすい農地であるが、加算を得ることで管理を続け、そこで生産した農産物を販売する等新たな取組みに発展している。
⑦ その他(省力化等)	高齢化が進む中、事務作業の負担が増えている。広域化や他組織との連携を図ることで、人材確保を図る。
⑧ ①から⑦の取組に関連した交付金の配分方法、使途のあり方	交付金の使途に関して自由度が高く、地域の実情に合わせて活用されている。自由ではあるが、一度決めたルールを変えることが難しい場合もあり、他協定の活用方法や取組について情報共有を図りたい。
都道府県第三者委員会の意見	

9 本制度に対する意見等

中山間地域等直接支払制度に取り組んだ結果を踏まえた、本制度に対する御意見等を記載してください。

意見
<p>本制度は耕作放棄地防止効果については、大変優れた制度で有り、高い効果が得られている。しかし、この制度に取り組むのは条件不利地域である中山間地域の集落の高齢化と過疎化に苦しんでいる人間であるため、制度に取り組む事自体が難しい状況になってきている。</p> <p>外部からの人材確保と言っても、新規就農者は平場の条件の良い地域へ入るケースが圧倒的に多く、農業者以外のサポーターを継続的に確保する事も大きな労力がかかる。</p> <p>本制度を継続して取り組むために、集落への支援策の充実が重要だと考える。例えば、マンパワーが少なくても農地管理、畦畔管理、水路・農道管理等ができる中山間地域に合ったスマート農業技術の導入。そのために必要な経費が捻出できる規模への広域化。また、核となる人材の確保育成。他機関への事務サポート依頼が出来る体制整備など。集落だけでは解決できない問題について、国や県、市町村がメニューを示し、導く体制整備が急務と思われる。</p>

(別紙)

中山間地域等直接支払制度の総合評価の区分について

区分	総合評価の結果	説明
A	おおいに評価できる	制度を非常に高く評価している場合
B	おおむね評価できる	制度の大部分について評価している場合
C	やや評価できる	制度を少しだけ評価している場合
D	さほど評価できない	制度をたいして評価していない場合
E	ほとんど評価できない	制度を全く評価しないわけではないが、それに近い程度しか評価していない場合
F	全く評価できない	制度を一切評価していない場合
G	その他	上記の区分を選択できない場合

資料No. 2

令和元年度
岡山県日本型直接支払等推進委員会資料

平成30年度
環境保全型農業直接支払交付金の
実施状況

令和元年5月

岡山県農林水産部

環境保全型農業直接支払交付金

1 目的

環境に対する関心の高まりを背景に、平成23年度から環境保全型農業直接支払交付金により、有機農業や化学肥料・化学合成農薬の低減など、環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援し、環境保全型農業の面的拡大を図っている。

なお、平成27年度からは多面的機能発揮促進法が施行され、日本型直接支払制度の1つとして実施されている。

2 事業内容

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等に対し、取組面積に応じた支援を実施する。

区分	対象活動（主なもの）		交付単価
全国 共通	有機農業(化学肥料・化学合成農薬を使用しない農業)		8,000円/10a (そば等雑穀・飼料作物:3,000円/10a)
	5割低減	カバークロップ	8,000円/10a
		ヒエの種子使用	7,000円/10a
地域 特認	化学肥料・化学合成農薬を 原則5割以上 低減	堆肥の施用	4,400円/10a
		リビングマルチ	8,000円/10a
		小麦・大麦・イタリアンライグラスの種子使用	3,000円/10a
		草生栽培	5,000円/10a
		夏期水田内ビオトープ設置	4,000円/10a
		作溝作業しない場合	3,000円/10a



カバークロップ



アイガモ有機農業

3 平成30年度事業実績（見込）

区分	有機農業	カバークロップ	堆肥の施用	夏期ビオトープ	計
取組面積 対前年比	111.3ha 91.7%	98.6ha 86.8%	15.3ha 107.0%	0ha	225.1ha 89.9%
前年度面積	121.4ha	113.6ha	14.3ha	1.1ha	250.4ha
市町村数	16	13	3	0	20
交付金総額	8,829千円	7,889千円	671千円	0千円	17,389千円 (うち県費 4,347千円)

※ 平成30年度からGAPの実施が要件となった。

※ 負担区分 国1/2 (H28、29は減額調整あり), 県1/4, 市町村1/4

(備考)

日本型直接支払制度

多面的機能発揮促進法（施行：H27.4.1～）に基づき、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、国・県・市町村・農業者団体は、各々指針・方針・計画を策定し、それらに即し事業を実施する。

多面的機能支払

中山間地域等直接支払

環境保全型農業直接支払

平成30年度環境保全型農業直接支払交付金取組内容（岡山県）

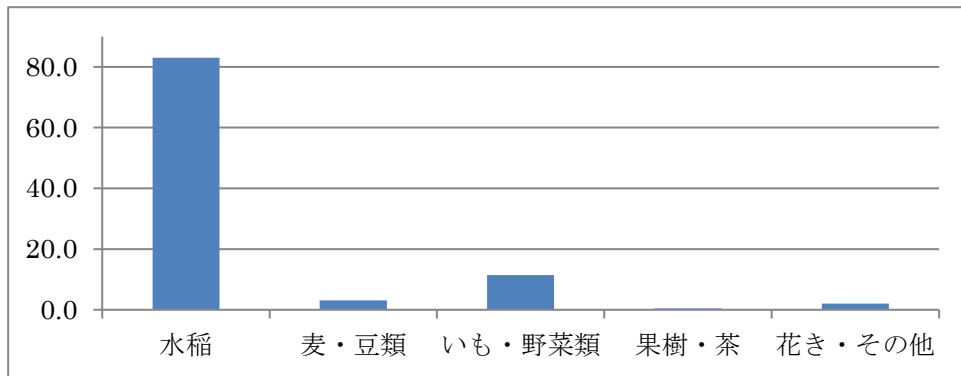
1 取組状況

- 取組市町村数 20市町村
- 交付件数 53件
- 取組面積 225ha
- 交付金額 17,389千円
- 取り組み主体 有機農産物の生産集団、集落営農組織、地域の稲作研究会等

2 取組作物（見込）

取組面積：水稲 187.7ha(83.4%)、麦・豆類 7ha(3.1%)、いも・野菜類 25.7ha(11.4%)
 果樹・茶 0.1ha(0.05%)、花き・その他(そば等)4.6ha(2.0%)

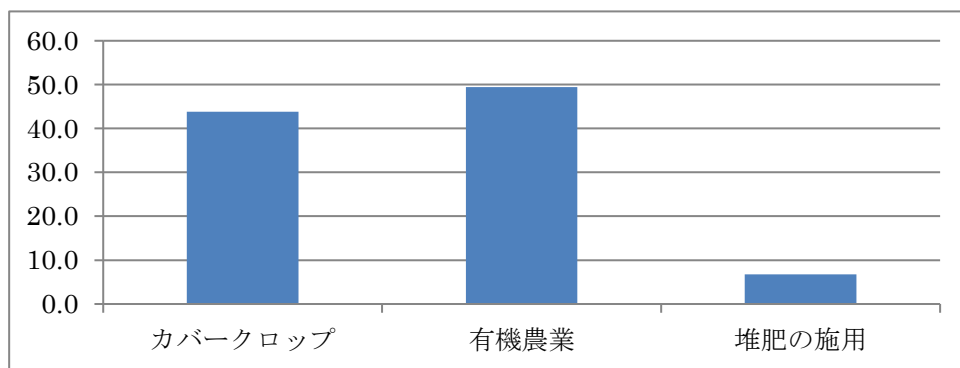
(%)



3 対象活動の状況

カバークロープ 99ha(43.8%)、有機農業 111ha(49.4%)、堆肥 15ha(6.8%)

(%)

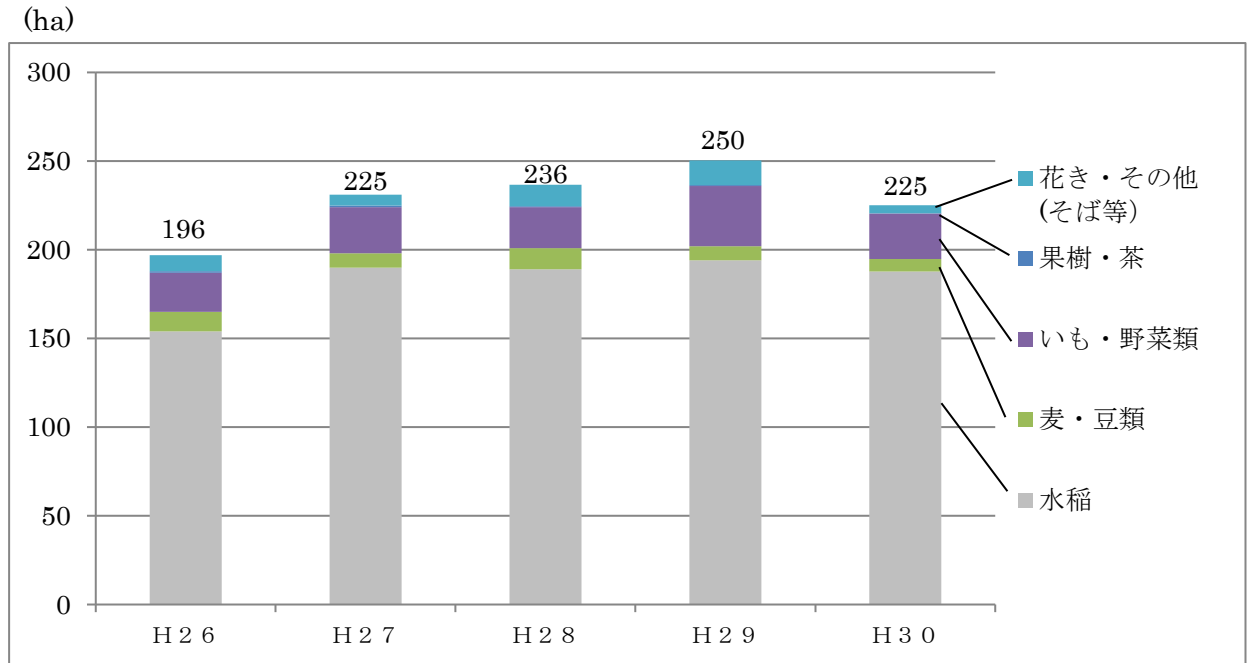


4 取組状況の変遷

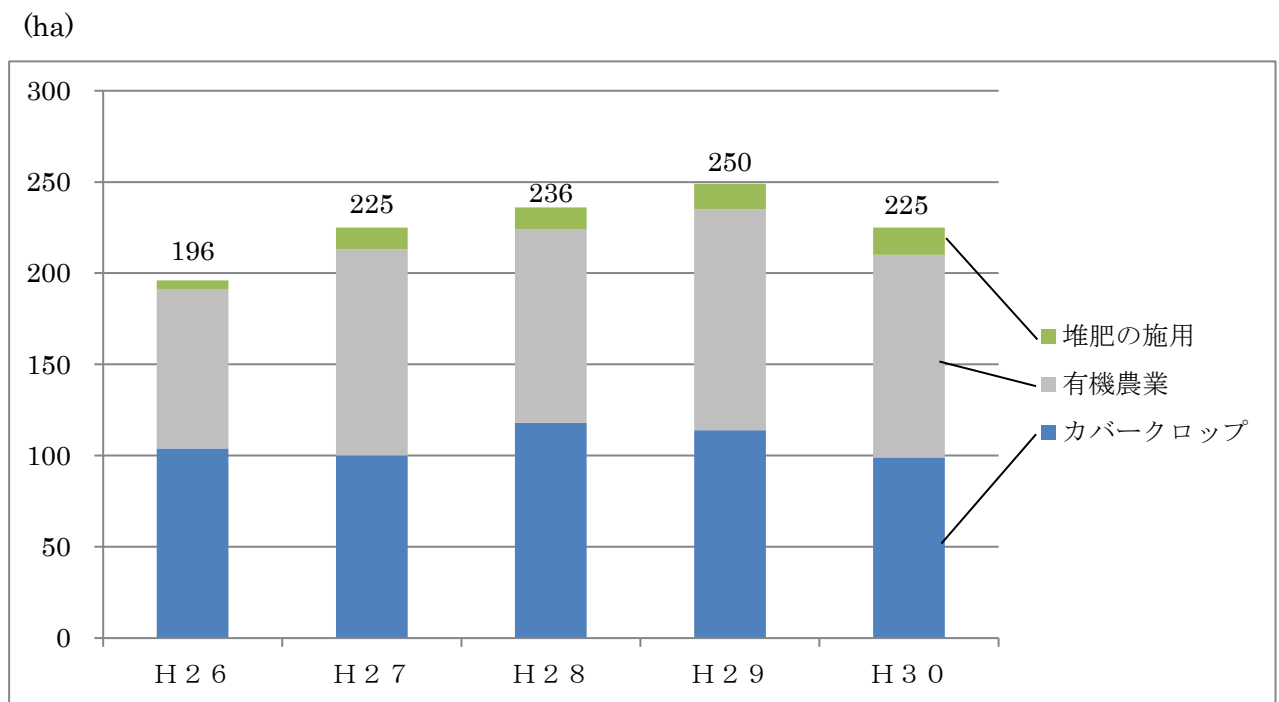
項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
交付件数(件)	94	93	92	51	52	55	53
取組面積(ha)	171	198	196	225	236	250	225
交付金額(千円)	13,656	15,691	15,495	17,525	18,270	19,232	17,389

取組面積の推移

1 作物別



2 取組別



環境保全型農業の推進状況



岡山市北区平山 岡山市高松有機無農薬野菜生産組合みどり会（13戸、170a）

- ・昭和59年に結成し、野菜（トマト、キュウリなど約50品目）を栽培
- ・販売は岡山市民生協、天満屋など



倉敷市下庄 庄地区無農薬研究会（2戸、950a）

- ・平成7年に有機農業を開始し、水稻（朝日、アケボノ、雄町、にこまる等）を栽培
- ・販売は地元直売所や酒造会社など



久米南町下栲 栲村セーフティライス倶楽部（5戸、171a）

- ・平成6年に有機農業を開始し、水稻、小麦、大豆、野菜等を栽培
- ・販売はサンサン久米南（直売所）、個人通販など

平成30年度環境保全型農業直接支払交付金 取組面積 対H29

県民局	対象活動取組面積(a)						合計
	カバー クロープ	堆肥の 施用	有機 農業	リビング マルチ	草生 栽培	水田内 ビオトー プ	
備前 県民局 H30	701	598	5,402	0	0	0	6,701
H29	1,858	531	6,257	0	0	0	8,646
比較増減	△ 1,157	67	△ 855	0	0	0	△ 1,945
備中 県民局 H30	2,788	0	3,978	0	0	0	6,766
H29	2,614	0	4,020	0	0	0	6,634
比較増減	174	0	△ 42	0	0	0	132
美作 県民局 H30	6,372	927	1,748	0	0	0	9,047
H29	6,889	899	1,864	0	0	108	9,760
比較増減	△ 517	28	△ 116	0	0	△ 108	△ 713
県計 H30	9,861	1,525	11,128	0	0	0	22,514
H29	11,361	1,430	12,141	0	0	108	25,040
比較増減	△ 1,500	95	△ 1,013	0	0	△ 108	△ 2,526

平成30年度環境保全型農業直接支払交付金 取組一覧

県民局名	市町村名	合計	対象活動の実施面積(a)				対象作物の実施面積(a)					面積 カバー率 %(※)	交付金額 (円)
			カバークロー プの取組	堆肥の施用 の取組	有機農業 の取組	地域特認	水稲	麦・豆類	いも・野菜類	果樹・茶	花き・その 他		
備前	岡山市	3,746	170		3,576		3,511		235			0.27	2,996,800
	備前市	69			69				69			0.18	55,200
	瀬戸内市	1,792	270		1,522		990		791	11		1.04	1,433,600
	赤磐市	211			211		211					0.10	168,800
	和気町	285	261		24		261		24			0.33	228,000
	吉備中央町	598		598			598					0.57	263,120
	県民局計	6,701	701	598	5,402	0	5,571	0	1,119	11	0	0.28	5,145,520
備中	倉敷市	4,233	1,889		2,344		4,087	10	136			1.06	3,386,400
	井原市	151			151				151			0.10	120,800
	総社市	1,550	541		1,009		872	205	473			0.90	1,240,000
	高梁市	247			247		122		125			0.05	197,600
	新見市	94			94		94					0.02	75,200
	早島町	377	358		19		358		19			4.82	301,600
	矢掛町	114			114		23	57	34			0.15	91,200
	県民局計	6,766	2,788	0	3,978	0	5,556	272	938	0	0	0.36	5,412,800
美作	津山市	2,129	1,357	112	660		1,762	346	21			0.47	1,662,880
	真庭市	1,588	88	815	685		1,096		492			0.28	906,000
	新庄村	1,308	1,013		295		1,308					3.97	1,046,400
	鏡野町	663	663				663					0.38	530,400
	奈義町	1,816	1,816				1,816					2.46	1,452,800
	久米南町	499	391		108		461	34			4	0.45	397,200
	美咲町	1,044	1,044				534	55			455	0.86	835,200
	県民局計	9,047	6,372	927	1,748	0	7,640	435	513	0	459	0.56	6,830,880
合計		22,514	9,861	1,525	11,128	0	18,767	707	2,570	11	459	0.38	17,389,200

※カバー率は、農振農用地面積に占める取組面積の割合(農振農用地面積は、H29.12.31現在。農村振興課調べ)

環境保全型農業直接支払交付金に係るGAP研修の実施結果概要

今年度から、環境保全型農業直接支払交付金の交付要件として、国際水準GAPに取り組んでいくことが、新たに求められており、実施に先立ちGAPの理解を深めるための研修も必要となっていることから、当交付金の交付対象農業者のほか、県・市町村の担当職員、JA等を対象として、県内3箇所で研修会を実施した。

なお、内容については農水省のホームページで開設されているオンライン研修の内容に基づいて説明を行った。

1 日時・場所（3回実施・計123人（内 農業者97名）参加）

(1) 日時 平成30年8月1日（水）13:30～16:00

場所 岡山県備中県民局（倉敷市羽島1083） 45人参加（内 農業者36名）

(2) 日時 平成30年8月7日（火）13:30～16:00

場所 岡山県津山教育事務所（津山市田町31） 54人参加（内 農業者43名）

(3) 日時 平成30年8月9日（木）13:30～16:00

場所 農業大学校（赤磐市東窪田157） 24人参加（内 農業者18名）

2 実施内容

(1) 交付金の概要の説明

- ・環境保全型農業直接支払交付金の概略
→交付金の対象となる取組
岡山県の状況等。
- ・今年度からの変更点
→①2取組目の廃止
②国際水準GAPの取組を要件化

(2) 国際水準GAPの説明

- ・農林水産省のHPのオンライン研修用のテキストに基づき、ポイントを解説。
- ・国際水準GAPと岡山県GAP等の違い、取組と認証の違い等を説明。

(3) 演習

農林水産省のHPに掲載されている「GAP理解度確認テスト（4種）」の1つを紙に印刷したものをを用いて、参加者に適宜挙手を求め、1問ずつ検討。

(4) GAP理解度・実施内容確認書記入方法の説明

実施状況報告の際に必要な「GAP理解度・実施内容確認書」について、本日の研修内容や「おかやま県版GAP評価点検シート」を参考として、課題の理解（必要と考える取組、各2つずつ）の部分について、その場で考え、記入。

※8月9日（木）、農業大学校で実施した時の様子



中国四国地域における取組状況の推移（平成26年度～30年度）

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込み)
鳥取県	取組件数（件）	100	43	45	44	47
	実施面積（h a）	270	373	437	466	499
	交付額（千円）	18,775	24,527	28,333	29,800	32,135
島根県	取組件数（件）	530	95	100	106	89
	実施面積（h a）	1,217	1,470	1,520	1,537	1,346
	交付額（千円）	80,335	96,049	94,288	95,900	83,400
岡山県	取組件数（件）	92	51	52	55	53
	実施面積（h a）	197	225	236	250	225
	交付額（千円）	15,496	17,525	18,036	18,972	17,389
広島県	取組件数（件）	116	62	69	68	60
	実施面積（h a）	474	519	602	589	575
	交付額（千円）	25,841	26,678	29,024	29,831	28,957
山口県	取組件数（件）	169	75	59	60	50
	実施面積（h a）	445	458	526	546	450
	交付額（千円）	32,235	31,649	33,112	31,355	30,009
徳島県	取組件数（件）	110	43	42	43	37
	実施面積（h a）	99	119	152	177	119
	交付額（千円）	7,909	9,395	11,075	11,463	9,269
香川県	取組件数（件）	68	20	20	20	20
	実施面積（h a）	96	95	91	87	90
	交付額（千円）	6,066	5,882	5,717	5,098	5,755
愛媛県	取組件数（件）	100	28	27	26	23
	実施面積（h a）	219	219	240	230	223
	交付額（千円）	17,271	17,546	17,830	18,178	13,350
高知県	取組件数（件）	363	55	44	42	36
	実施面積（h a）	212	222	243	228	192
	交付額（千円）	16,838	17,062	18,409	15,895	13,012
中四国 合計	取組件数（件）	1,648	472	458	464	415
	実施面積（h a）	3,229	3,701	4,047	4,109	3,720
	交付額（千円）	220,766	246,312	255,823	256,491	233,276

**環境保全型農業直接支払交付金
岡山県 最終評価報告書**

第 1 章 交付状況の点検

項 目		27 年度	28 年度	29 年度	*30 年度 (見込み)	点 検
実施市町村数		18	19	20	20	市町村数、件数、面積とも増加傾向だったが、30 年度は、要件変更により若干減少した。
実施件数		51	52	55	53	
実施面積計 (ha)		225	236	250	225	
交付額計 (千円)		17,525	18,036	18,972	17,389	
カバークロープ	実施件数	14	18	16	16	多少の増減はあるが、ほぼ横ばいである。
	実施面積 (ha)	99	118	114	99	
	交付額 (千円)	7,959	9,350	9,089	7,889	
堆肥の施用	実施件数	5	4	4	5	取組面積はほぼ横ばいで全体の 5%程度である。
	実施面積 (ha)	12	12	14	15	
	交付額 (千円)	532	541	629	671	
有機農業	実施件数	37	37	41	39	多少の増減はあるが、ほぼ横ばいである。
	実施面積 (ha)	113	106	121	111	
	交付額 (千円)	9,033	8,145	9,492	8,829	
地域特認取組 (総計)	実施件数	-	-	1	-	取組実績は、あまりない。
	実施面積 (ha)	-	-	1	-	
	交付額 (千円)	-	-	22	-	
特別栽培農産物 認証状況	栽培面積 (ha)				/	
	農家数 (戸)					
エコファーマー認定件数		78	79	76		

第2章 環境保全効果（地球温暖化防止及び生物多様性保全）の評価

1 地球温暖化防止効果

項目	実施件数	調査件数	単位あたり 温室効果ガス削減 量 (t-CO ₂ /年/ha) ①	実施面積 (ha) ②	温室効果ガス削減量 (t-CO ₂ /年) ①×②
有機農業	41	2	1.335	121	161.54
カバークロープ	16	12	1.90	114	216.60
堆肥の施用	4	4	2.72	14	38.08
地域特認取組					
リビングマルチ	-	-	-	-	-
草生栽培	-	-	-	-	-
【評価】					
<p>地球温暖化防止効果については、土壌のCO₂吸収「見える化」サイト（農研機構）による温室効果ガスの削減量を調査した。</p> <p>有機農業では、有機質肥料を施用すること等により、土壌中に長期間（20年以上）貯留される有機物（土壌中の炭素量）が、慣行栽培に比べて増加することにより、温室効果ガス削減量が年161.54tとの結果が得られた。</p> <p>カバークロープの取組では、温室効果ガス削減量が年216.60tとの結果が得られた。これは自動車（ガソリン1000ℓ/年消費、CO₂排出量1000ℓ×2.3kg/ℓ=2.31t）に換算すれば年約95台分のCO₂削減量となる。</p> <p>堆肥の施用では、温室効果ガス削減量が年38.08tとの結果であった。</p> <p>カバークロープの数値が最も大きいですが、本県では、カバークロープは最も多く取り組まれている取組であり、取組面積が多いことが影響している。今後も、取組やすいカバークロープを推進していくことが有効であると思われる。</p>					

2 生物多様性保全効果

項目	実施件数	調査件数	実施面積 (ha)	調査結果			
				スコア		評価 (S~C)	
				実施区	対照区	実施区	対照区
有機農業	41	2	121	5	2	A	B
				5	2	A	B
地域特認取組							
夏期の水田内ビオトープの設置	-	-	-	-	-	-	-
【評価】							
<p>生物多様性保全効果については、有機農業において、調査マニュアルによる生き物調査を実施した結果、指標となるいずれの生き物も、有機農業を行っていない慣行ほ場と比較して、有機農業のほ場での個体数の方が多かった。</p> <p>特に、有機農業のほ場の畦畔に生物が生息しており、畦畔が広いほ場ほど、より多くの生き物を確認できる結果となった。</p> <p>有機農業では、殺虫剤を使用しないことに加え、除草剤を使用しないため、畦畔にある程度の草が茂っており、生物多様性保全効果に寄与しているものと思われる。</p> <p>生物多様性は、今後社会の進むべき方向であり、有機農業の果たす役割の重要性を広く共有していく必要がある。</p>							
○生き物調査結果/1ほ場							
クモ類（実施地区：10、対照地区：2）							
ニホンアマガエル（実施地区：15、対照地区：0）							
水生コウチュウ類（実施地区：20、対照地区：3）							
※実施地区＝おかやま有機認証ほ場							
対照地区＝（生産者が実施地区と同じ）慣行ほ場							
※調査結果評価							
S：生物多様性が非常に高い。取り組みを継続するのが望ましい。							
A：生物多様性が高い。取り組みを継続するのが望ましい。							
B：生物多様性がやや低い。取り組みの改善が必要。							
C：生物多様性が低い。取り組みの改善が必要。							

第3章 施策の点検及び今後の対応

1 全国共通取組・地域特認取組

(1) 効果をもとめるために必要な取組について

- ・有機農業には、地球温暖化防止効果及び生物多様性保全効果が期待されており、また、生き物調査でも効果が確認されていることから、引き続き、除草剤や殺虫剤を使用しない有機農業を推進する。

(2) 推進・拡大のために必要な取組について

- ・引き続き、農業者への制度の周知拡大を行うこと。
- ・特に、エコファーマー、特別栽培農産物の生産者を重点的に事業のPRを引き続き行うこと。
- ・農業者とともに、消費者の環境保全型農業への認識、理解の促進をさらに図り、付加価値をつけた農産物の販路のさらなる拡大を行うこと。
- ・制度の安定化を図ること。事業計画策定後に、要件の追加（GAP要件化）や、地域特認取組の取扱変更（メニュー・配分方針の変更）があると、生産者に制度が定着しない。

2 地域特認取組

(1) 実施状況及び効果測定調査結果

取組名	実施面積 (ha)							効果測定調査結果 (t-CO2/年/ha) (S~C)
	24年度	25	26	27	28	29	30	
夏期の水田内ピ オトープの設置	—	—	—	—	0	1	—	—
リビングマルチ	3	—	—	—	—	—	—	—
草生栽培	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 今後の対応方針

取組名	今後の対応方針
夏期の水田内ピ オトープの設置	多様なメニューを設定することにより、生産者が本事業への取組をしやすくなることを鑑み、生産者からの要望、及び効果が認められる場合には、設定する。
リビングマルチ	多様なメニューを設定することにより、生産者が本事業への取組をしやすくなることを鑑み、生産者からの要望、及び効果が認められる場合には、設定する。
草生栽培	多様なメニューを設定することにより、生産者が本事業への取組をしやすくなることを鑑み、生産者からの要望、及び効果が認められる場合には、設定する。

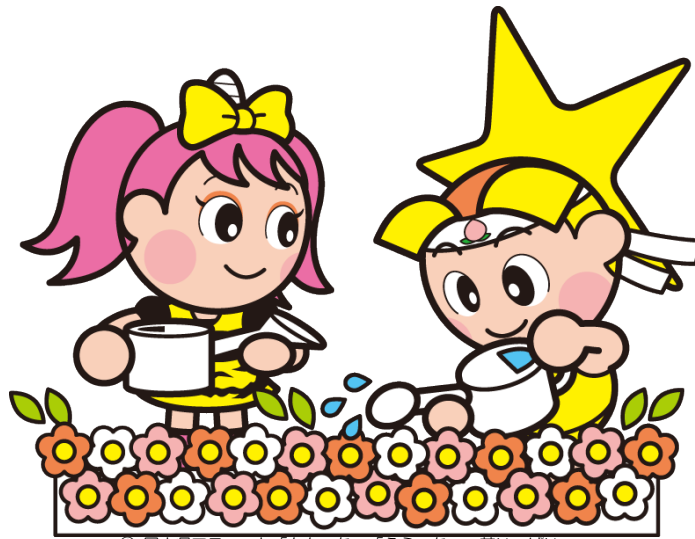


高めよう 地域協働の力!

資料No. 3

令和元年度 第1回
岡山県日本型直接支払等推進委員会資料

平成 30 年度 多面的機能支払交付金の実施状況



© 岡山県マスコット「ももっち」「うらっち」 花いっぱい

令和元年 5 月

岡山県農林水産部

多面的機能支払交付金の概要

農業・農村の多面的機能をめぐる現状と課題

- 農業・農村は、国土保全や水源かん養等の多面的機能を有しており、その利益は広く県民全体が享受しているが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、これまで地域の共同活動等によって支えられてきた多面的機能の維持や発揮に支障が生じている。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念されている。

多面的機能支払

農地維持支払

対象者：農業者等により構成される活動組織

多面的機能を支える共同活動を支援

- ①水路の草刈り・泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動
- ②農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化
- ③保安全管理構想の作成等

交付単価

田	3,000円/10a
畑	2,000円/10a
草地	250円/10a



水路の草刈

資源向上支払

※ 農地維持支払と併せて取り組むことが必要

対象者：農業者及び地域住民等で構成される活動組織

地域資源の質的向上を図る共同活動を支援

- ①施設の軽微な補修（農地・水路・道路・ため池）
- ②農村環境保全活動（生態系保全・景観形成等）
- ③多面的機能の増進を図る活動（鳥獣害防止柵設置等）

田	2,400円/10a
畑	1,440円/10a
草地	240円/10a



鳥獣害防止柵設置

- ※ 5年以上経過した地区及び施設の長寿命化に併せて取り組む場合は交付単価の75%
- ※ ③多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合は交付単価の5/6
- ※ ③多面的機能の更なる増進、農村協働力深化に向けた活動を行う場合は加算措置あり

施設の長寿命化のための活動を支援

- ①施設の長寿命化のための活動
（水路や農道などの施設の更新）
（施設の老朽化部分の補修）

田	4,400円/10a
畑	2,000円/10a
草地	400円/10a



農道のコンクリート舗装

- ※ 広域活動の条件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織は交付単価の5/6
- ※ 活動組織、1集落当たりの上限額は200万円

活動計画書に位置付けた「交付対象面積」により交付額を算定

[負担割合： 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4]

期待される効果

- 施設の適正な管理を行うことで多面的機能の維持・発揮・増進が見込まれる。
- 地域ぐるみの活動による集落機能の維持・強化が見込まれる。
- 施設の管理を地域で支えて、担い手の負担軽減や規模拡大を後押しする。
- 集落の共同活動等により、地域の活性化が図られる。

【農地維持支払】

農地維持支払交付金とは、農地・農業用水等の地域資源について、地域共同で行う、水路の草刈り、泥上げ、農道の砂利補充などの日常管理と、地域資源の適切な保全管理のための体制づくり等の推進活動を行う組織に対する支援である。

交付金額： 427,387千円（平成29年度：412,751千円 対前年比：1.04倍）

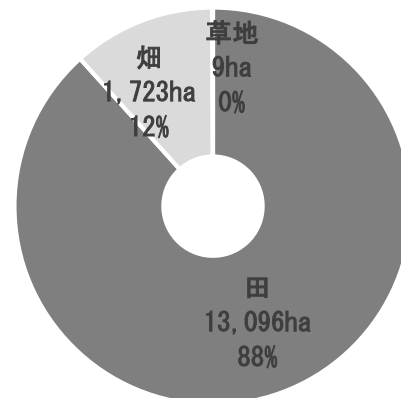
	平成29年度 A	平成30年度 B	前年との差 B - A	対前年度 B / A
市町村数	25	25	0	1.00倍
対象組織数	517	537	20	1.04倍
取組面積 (ha)	14,287	14,828	541	1.04倍
カバー率(参考)	24.1%	25.0%	0.9%	1.04倍

※カバー率については、最新の対象農用地面積の値が未発表なので参考値として昨年の農用地面積で算出。

○対象組織当たり平均面積： 27.6ha（全国平均：80.1ha）

○保全管理する施設(※H29)： 水路 4,686km
農道 2,503km
ため池 1,237箇所

○地目別取組状況： 田 13,096ha（88%） H29:12,715ha（89%）
（右図参照） 畑 1,723ha（12%） H29: 1,563ha（11%）
草地 9ha（0%） H29: 9ha（0%）



【市町村別の取組状況】 ※大きい順に、()の数字は前年比

○組織数：岡山市 66組織(+5)、吉備中央町 59組織(±0)、津山市 60組織(+2)

○取組面積：岡山市 3,310ha(+222)、津山市 2,241ha(+39)、吉備中央町 1,285ha(-3)

○カバー率：奈義町 85%(±0)、浅口市 61%(±0)、美咲町 56%(±0)、

○取組を実施していない市町村：早島町、里庄町

《参考：全国の状況》

農地維持支払は、47都道府県で取組。

	平成28年度 A	平成29年度 B	前年との差 B - A	対前年度 B / A
取組市町村数	1,422	1,429	7	1.00倍
取組組織数	29,079	28,290	▲789	0.97倍
取組面積 (ha)	225万1千	226万6千	1万5千	1.01倍

※参考値：全国平均カバー率54%（平成29年度実績）

※H30年度実績値は令和元年6月末公表予定（速報値の公表とりやめ）

【資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）】

資源向上支払(地域資源の質的向上を図る共同活動)とは、水路、農道等の施設の軽微な補修、生態系保全や景観形成等の農村環境の保全活動等を行う組織に対する支援。

交付金額：214,695千円（平成29年度：206,116千円 対前年比：1.04倍）

	平成29年度 A	平成30年度 B	前年との差 B-A	対前年度 B/A
市町村数	21	21	—	—
対象組織数	349	365	16	1.05倍
取組面積 (ha)	11,457	11,933	476	1.04倍
カバー率(参考)	19.3%	20.1%	0.8%	1.04倍

【市町村別の取組状況】 ※大きい順に、()の数字は前年比

○組織数：吉備中央町 59組織(±0)、岡山市 59組織(+5)、美咲町 45組織(±0)

○取組面積：岡山市 3,195ha(+222)、津山市 2,102ha(+40)、吉備中央町 1,285ha(-3)

《参考：全国の状況》

資源向上支払(共同活動)は、46都道府県で取組。

	平成28年度	平成29年度	前年との差	対前年度
取組市町村数	1,286	1,284	▲2	1.00倍
取組組織数	23,279	22,299	▲980	0.96倍
取組面積 (ha)	199万6千	200万1千	5千	1.00倍

【資源向上支払（施設の長寿命化のための活動）】

資源向上支払(施設の長寿命化のための活動)とは、老朽化した農業用排水路等の施設の長寿命化のための補修・更新等を行う組織に対する支援である。

交付金額：228,644千円（平成29年度：227,769千円 対前年比：1.00倍）

	平成29年度 A	平成30年度 B	前年との差 B-A	対前年度 B/A
市町村数	17	17	—	—
対象組織数	180	183	3	1.02倍
取組面積 (ha)	6,903	7,123	220	1.03倍
カバー率(参考)	11.6%	12.0%	0.4%	1.03倍

◆対象施設 (※H29)：水路 190.1km、農道 120.6km、ため池 43箇所

【市町村別の取組状況】 ※大きい順に、()の数字は前年比

○組織数：津山市 33組織(+1)、吉備中央町 29組織(±0)、鏡野町 26組織(±0)

○取組面積：津山市 1,942ha(+28)、吉備中央町 931ha(+44)、笠岡市 738ha(+100)

《参考：全国の状況》

資源向上支払(施設の長寿命化)は、46都道府県で取組。

	平成28年度	平成29年度	前年との差	対前年度
取組市町村数	879	869	▲10	0.99倍
取組組織数	11,880	11,586	▲294	0.98倍
取組面積 (ha)	67万6千	69万0千	1万4千	1.02倍

平成30年度 多面的機能支払の取組状況

市町村名	農振農用地面積 (ha)				農地維持支払						資源向上支払【共同活動】						資源向上支払【長寿命化】					
					交付対象面積 (ha)				支援総額 (千円)	地区数	交付対象面積 (ha)				支援総額 (千円)	地区数	交付対象面積 (ha)				支援総額 (千円)	地区数
	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計			田	畑	草地	計			田	畑	草地	計		
岡山市	11,924	1,887	178	13,988	3,080	231	0	3,310	97,006	66	2,969	226	0	3,195	63,497	59	0	0	0	0	0	0
玉野市	710	95	0	804	19	0	0	19	570	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備前市	374	37	8	420	153	6	0	159	4,719	13	65	4	0	69	1,279	3	70	2	0	73	1,985	3
瀬戸内市	1,599	582	7	2,188	107	4	0	111	3,280	3	43	3	0	45	798	1	0	0	0	0	0	0
赤磐市	1,939	357	0	2,296	286	62	0	348	9,812	17	135	7	0	142	3,212	7	0	0	0	0	0	0
和気町	818	89	0	908	232	15	0	247	7,265	17	63	4	0	67	1,316	4	41	1	0	42	1,637	1
吉備中央町	1,915	443	54	2,411	1,068	216	0	1,285	36,376	59	1,068	216	0	1,285	22,339	59	757	174	0	931	33,078	29
備前局	19,278	3,490	247	23,015	4,945	533	0	5,479	159,027	176	4,343	459	0	4,803	92,441	133	869	177	0	1,045	36,700	33
倉敷市	2,358	1,162	0	3,519	190	0	0	190	5,700	1	0	0	0	0	0	0	621	0	0	621	20,095	2
笠岡市	564	971	5	1,540	219	550	0	769	17,569	10	50	549	0	599	6,850	4	189	549	0	738	7,783	3
井原市	911	665	59	1,635	319	93	0	412	11,431	10	319	93	0	412	6,747	10	167	61	0	227	6,762	4
総社市	1,781	128	0	1,909	54	1	0	55	1,625	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高梁市	1,747	1,501	43	3,291	257	60	1	318	8,914	34	33	21	1	55	917	5	0	0	0	0	0	0
新見市	2,179	1,076	414	3,669	304	21	2	327	9,536	33	38	18	0	56	869	4	23	1	0	24	919	2
浅口市	408	248	0	656	300	100	0	400	11,000	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
早島町	69	1	0	70	※ 現在のところ取組予定はない。																	
里庄町	45	21	0	66	※ 現在のところ取組予定はない。																	
矢掛町	762	100	114	975	313	26	0	338	9,896	10	313	26	0	338	5,801	10	82	14	0	96	3,507	2
備中局	10,824	5,872	634	17,330	1,955	851	3	2,809	75,671	100	752	706	1	1,459	21,185	33	1,081	625	0	1,706	39,065	13
津山市	3,652	308	148	4,107	2,145	96	0	2,241	66,292	60	2,008	93	0	2,102	37,462	43	1,860	82	0	1,942	68,215	33
真庭市	3,446	497	1,099	5,042	373	5	0	378	11,282	16	364	5	0	369	6,603	15	41	2	0	42	1,328	2
美作市	2,375	352	0	2,728	346	8	0	355	10,552	21	346	8	0	355	7,316	21	139	5	0	143	5,150	9
新庄村	192	13	127	332	112	3	0	115	3,424	9	59	0	0	59	1,161	4	54	3	0	57	1,774	4
鏡野町	1,498	35	185	1,718	789	28	0	817	24,233	46	713	27	0	740	13,009	37	401	18	0	419	13,133	26
勝央町	926	311	0	1,237	339	32	0	372	10,817	19	87	13	0	101	1,708	7	60	12	0	73	2,378	6
奈義町	675	36	0	711	605	0	0	605	18,142	18	529	0	0	529	9,400	14	588	0	0	588	19,088	17
西粟倉村	151	3	0	154	11	0	0	11	328	1	11	0	0	11	262	1	0	0	0	0	0	0
久米南町	909	181	14	1,104	546	64	0	610	17,664	26	319	51	0	370	6,298	12	426	55	0	481	17,868	17
美咲町	1,516	193	144	1,853	931	101	5	1,037	29,956	45	930	102	5	1,037	17,850	45	564	57	5	626	23,946	23
美作局	15,339	1,929	1,717	18,985	6,196	338	5	6,540	192,689	261	5,366	300	5	5,672	101,068	199	4,132	234	5	4,371	152,880	137
岡山県	45,441	11,290	2,598	59,329	13,096	1,723	9	14,828	427,387	537	10,461	1,465	7	11,933	214,695	365	6,081.3	1,036.1	5.2	7,122.6	228,644	183

※ 農振農用地面積は平成28年12月、岡山県農林水産部農村振興課 調べ

平成30(2018)年度 多面的機能支払【農地維持支払】活動計画期間別の市町村別実施状況

市町村名	2014 - 2018 (2018最終年)		2015 - 2019 (2019最終年)		2016 - 2020 (2020最終年)		2017 - 2021 (2021最終年)		2018 - 2022 (2022最終年)		合計	
	交付対象 面積(ha)	地区数	交付対象 面積(ha)	地区数	交付対象 面積(ha)	地区数	交付対象 面積(ha)	地区数	交付対象 面積(ha)	地区数	交付対象 面積(ha)	地区数
岡山市			1,038	33	375	14	1,678	14	220	5	3,310	66
玉野市	19	1							19			1
備前市	58	5	28	3			56	1	17	4	159	13
瀬戸内市			25	1			45	1	40	1	111	3
赤磐市	63	2			235	13	50	2			348	17
和気町	89	5	82	5	25	3	42	3	8	1	247	17
吉備中央町	5	1	187	15	204	5	888	38			1,285	59
備前局	234	14	1,361	57	838	35	2,759	59	286	11	5,479	176
倉敷市					190	1					190	1
笠岡市	692	2	7	2	20	3	49	2	1	1	769	10
井原市	67	2					345	8			412	10
総社市					55	1					55	1
高梁市	7	1	188	23	79	6	45	4			318	34
新見市	213	22	38	5	9	1	25	2	42	3	327	33
浅口市					400	1					400	1
早島町												
里庄町												
矢掛町							338	10			338	10
備中局	979	27	233	30	752	13	801	26	43	4	2,809	100
津山市	1,914	39	106	10	50	4	131	5	40	2	2,241	60
真庭市	75	3	9	1			294	12			378	16
美作市					103	5	213	14	38	2	354	21
新庄村	115	9									115	9
鏡野町	747	41	6	1			64	4			817	46
勝央町	151	8	196	8			9	1	15	2	372	19
奈義町	605	18									605	18
西粟倉村	11	1									11	1
久米南町	340	17			11	1	258	8			610	26
美咲町	89	2					948	43			1,037	45
美作局	4,047	138	317	20	165	10	1,917	87	93	6	6,540	261
岡山県	5,261	179	1,912	107	1,755	58	5,478	172	422	21	14,828	537
比率	35.5%	33.3%	12.9%	19.9%	11.8%	10.8%	36.9%	32.0%	2.8%	3.9%		

※交付対象面積(ha)は、田、畑、草地の合計数

多面的機能支払交付金を活用した復旧活動

甚大な自然災害に係る特例措置適用により...

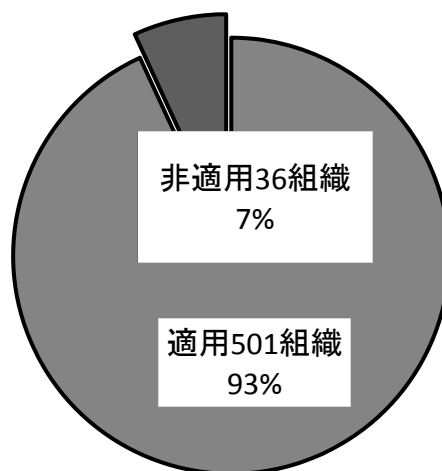
- ・「復旧活動を行うことで、今年度の活動要件を満たす」とみなす。
- ・認定前の復旧活動(見回り・点検・復旧)もさかのぼって対象。
- ・農地維持支払、共同活動、長寿命化予算の全てを復旧活動に充当可。

《注意事項》

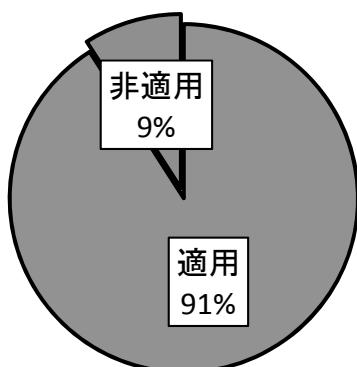
- ①国の災害復旧事業(小災害復旧事業を含む)
- ②中山間地域等直接支払(災害復旧対応分)
との2重交付に注意。

平成30年7月豪雨災害における 「活動要件の特例」措置の実施状況(H30.10.1認定)

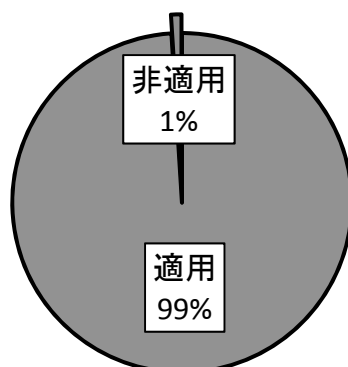
岡山県全体(537組織)



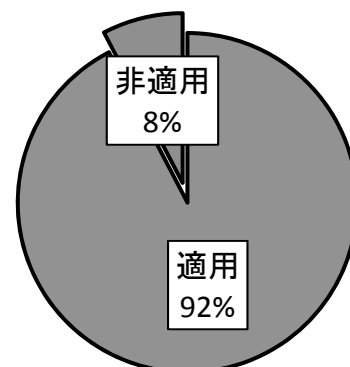
備前局管内(176組織)



備中局管内(100組織)



美作局管内(261組織)



加算措置・対象農用地が拡充されます

新規拡充（資源向上支払、広域化・体制強化）

(1) 資源向上支払（共同）の単価について、2つの加算措置が拡充されます。

① **多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援：400円/10a等**

活動組織が多面的機能の増進を図る活動について、

- ・すでに取り組んでいる組織が前年度までの活動の取組に加え、新たに1取組以上追加する場合、または、新たに1取組以上追加して2取組以上選択して取り組む場合
- ② **農村協働力の深化に向けた活動への支援：400円/10a等**

・①の支援を受ける活動組織であって、

- ・構成員（人・団体）のうち、農業者以外の者が4割以上を占め、かつ、構成員の8割以上が参加する実践活動を毎年行う場合

①に取り組む場合の加算単価（円/10a）

都府県	北海道
田	320
畑	80
草地	20

②に取り組む場合にさらに加算される単価（円/10a）

都府県	北海道
田	400
畑	240
草地	40

※ ①、②については、農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額となります。

(2) 活動組織の広域化・体制強化

これまで、一括して交付していましたが、これからは、最長5年間（当該活動期間中）にわたって毎年度交付金を交付します。

◆ **これまで 【40万円/組織】**

◆ **これから 【最長5年間（当該活動期間中）】 最大で80万円/組織**

○ 広域化・体制強化に係る支援単価（年・組織）

都府県	北海道	総額（5年間）
3集落以上または50ha以上200ha未満	3集落以上または1,500ha以上3,000ha未満	20万円
200ha以上1,000ha未満または特定非営利活動法人	3,000ha以上15,000ha未満または特定非営利活動法人	40万円
1,000ha以上	15,000ha以上	80万円

※ 上記面積は認定農用地面積です。

※ 活動期間中に面積が拡大した場合、活動計画書の変更が認定された時点で交付額が変更となります。

※ これまでに広域化に係る支援を受けた組織が、広域化する組織の合計面積の20%を超える場合は、広域化・体制強化に係る支援を受けられません。

対象農用地の拡大

資源向上支払（共同・長寿命化）でも、農振農用地以外の農用地※であって、都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地については交付金の算定対象となります。

- ※ (a) 生産緑地法により定められた生産緑地内に存する農用地や (b) 地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な安全管理がはかれている農用地、(c) 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地、など

資源向上支払（長寿命化）の取扱いが見直されます

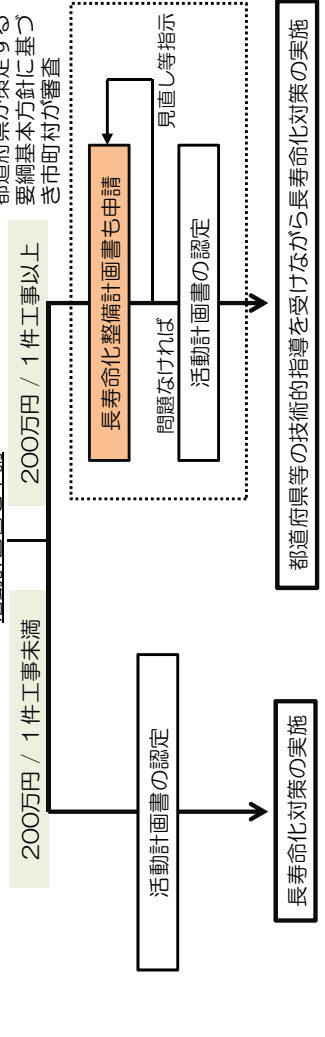
長寿命化にかかる工事1件の上限について

交付金の効果的かつ効果的な執行の観点から、原則として「工事1件当たりの費用は200万円未満」とします。

この費用を超える工事を実施する場合には、「長寿命化整備計画書※」を策定し、活動計画書に添付し、市町村へ提出して審査を受ける必要があります。

※長寿命化整備計画書とは、長寿命化対策を行うおとす施設の名称、機能診断結果、活動内容、概算事業費、位置等を記載したものです。

○長寿命化対策の実施フロー図



事務が簡素化されます

活動項目や様式の見直し

(1) 活動項目・取組の整理統合

活動項目・取組の整理統合を行い、取組の内容は変えずに**選択する取組数を統合**しました。

◆ **これまで** ◆ **これから**

活動項目	取組
水路	<7> 水路の草刈り
実践活動	ホンプ機、調整施設等の草刈り
	水路の泥上げ
	ホンプ汲水槽等の泥上げ
	かんがい期前の注油
	ゲート類等の保守管理
	透光施設の適正管理
	7個→3個に統合
取組	
取組	<32> 農道の塵埃が補修等
	防風、法面の初期補修
	軌道等の運搬施設の維持補修
	破壊施設の補修
	さかぬやが森裡対策
	御溝の目地詰め
	御溝の不同沈下への早期対応
	御溝の塵埃材の充填
	破壊施設の補修
	8個→1個に統合

(2) 申請・報告様式の見直し

文字を大きくし、分かりにくい箇所には説明を加えるなど、**分かりやすい様式**にしました。

◆ **これまで**

◆ **これから**

①取組番号表から取組に対応する番号を選択 ②活動内容が**自動で入力**

取組番号（左詰め）	支分区分	活動項目	取組
7	農地維持	水路	水路の草刈り
10	農地維持	農道	農道の草刈り



事務が楽になって活動に力を入れられるようになったわ